宮城県公報

発行
宮城県
（総務部県政情報・文書課）
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目８番１号
電話 022(211)2267
（毎週火，金曜日発行）

目　次

条　例

ページ

○職員定数条例の一部を改正する条例　（人事課）　一
○会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例　（同）　一
○単純労務職員の用語の整理のための関係条例の一部を改正する条例　（人事課等）　二
○退職手当基金条例　（財政課）　二
○手数料条例の一部を改正する条例　（同）　三
○手数料条例の一部を改正する条例　（同）　三
○暴力団排除条例の一部を改正する条例　（警察本部刑事部組織犯罪対策局暴力団対策課）　二八
○公安委員会関係手数料条例の一部を改正する条例　（警察本部交通部交通企画課）　三一
○事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例　（市町村課）　三一
○住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例　（同）　三一
○企業版ふるさと納税基金条例　（総合政策課）　三二
○博物館法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例　（食と暮らしの安全推進課等）　三二
○子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例　（子育て社会推進課）　三三
○就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例の一部を改正する条例　（同）　三三
○就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例　（同）　三四
○児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例　（子ども・家庭支援課）　三四
○指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例　（障害福祉課）　三五
○指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例　（同）　三六
○緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例　（雇用対策課）　三七
○農業大学校条例の一部を改正する条例　（農業振興課）　三七
○家畜伝染病予防法施行条例の一部を改正する条例　（家畜防疫対策室）　三七
○木材等試験手数料条例の一部を改正する条例　（林業振興課）　三七
○森林法施行条例の一部を改正する条例　（森林整備課）　三七
○道路占用料等条例の一部を改正する条例　（道路課）　三八
○建築基準条例の一部を改正する条例　（建築宅地課）　四〇

条　例

職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月二十四日

宮城県知事　村　井　嘉　浩

○宮城県条例第五号

職員定数条例の一部を改正する条例

職員定数条例（昭和三十三年宮城県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第九号中「四、三〇六人」を「四、三二九人」に、「三、七六六人」を「三、七八九人」に改め、同項第十号中「一三、五四〇人」を「一三、四四二人」に改め、同条第三項中「一、一五九人」を「一、一八二人」に改める。

附　則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月二十四日

宮城県知事　村　井　嘉　浩

○宮城県条例第六号

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年宮城県条例第四十八号）の一部を次

のように改正する。

第四条第一項に次のただし書を加える。

ただし、任期が六月未満の者又は一週間当たりの勤務時間が十五時間三十分未満の者にあっては、期末手当を支給しない。

第四条第二項中「ついては、」の下に「第一号会計年度任用職員として採用された日の属する会計年度の四月一日において施行されている」を加え、「(以下」を「(当該会計年度の四月一日に遡及して当該給料表が改定された場合にあっては、改定前の給料表をいう。以下この条において」に改め、同条第十一項ただし書を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、給与条例第十九条第二項中「百分の百二十」とあるのは、「百分の百二十五」と読み替えるものとする。

第七条第一項に次のただし書を加える。

ただし、任期が六月未満の者にあっては、期末手当を支給しない。

第七条第二項中「給料表」を「第二号会計年度任用職員として採用された日の属する会計年度の四月一日において施行されている給与条例第四条第一項の給料表（当該会計年度の四月一日に遡及して当該給料表が改定された場合にあっては、改定前の給料表をいう。以下この条において単に「給料表」という。）」に改め、同条第七項ただし書を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、給与条例第十九条第二項中「百分の百二十」とあるのは、「百分の百二十五」と読み替えるものとする。

別表中「給料表の種類」を「第四条第二項又は第七条第二項の給料表の種類」に改める。

附　則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

単純労務職員の用語の整理のための関係条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月二十四日

宮城県知事　村　井　嘉　浩

○宮城県条例第七号

単純労務職員の用語の整理のための関係条例の一部を改正する条例

次に掲げる条例の規定中「単純労務職員」を「技能労務職員」に改める。

一　会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年宮城県条例第四十八号）第十五条の見出し

二　外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和六十三年宮城県条例第六号）第四条第一項及び第八条（見出しを含む。）

三　公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成十三年宮城県条例第六十三号）第四条、第五条、第八条（見出しを含む。）、第十五条及び第十六条

四　職員の給与に関する条例（昭和三十二年宮城県条例第二十九号）第一条、第二十五条の見出し並びに同条第一項及び第四項

五　職員の退職手当に関する条例（昭和二十八年宮城県条例第七十号）第一条及び第二十一条（見出しを含む。）

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

退職手当基金条例をここに公布する。

令和五年三月二十四日

宮城県知事　村　井　嘉　浩

○宮城県条例第八号

退職手当基金条例

（設置）

第一条　職員の退職手当に関する条例（昭和二十八年宮城県条例第七十号）に基づく退職手当の支給に要する経費の財源を確保し、もって県財政の健全な運営に資するため、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十一条第一項の規定に基づき、退職手当基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第二条　基金として積み立てる額は、予算で定める額の範囲内の額とする。

（管理）

第三条　基金に属する現金は、確実な金融機関への預金その他の最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

（運用収益の処理）

第四条　基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

（処分）

第五条　基金は、退職手当の支給に要する経費の財源に充てる場合に限り、処分することができる。

（繰替運用等）

第六条　知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、又は予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

（委任）

第七条　この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附　則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月二十四日

宮城県知事　村　井　嘉　浩

○宮城県条例第九号

手数料条例の一部を改正する条例

手数料条例（平成十二年宮城県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表二百六十九の項中「一万二千八百円」を「一万二千四百円」に改め、同表三百十九の項の次に次のように加える。

三百二十	私立の学校に係る卒業証明書、成績証明書その他の証明書（学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）第三十一条の規定により知事が保存する書類に係るものに限る。）の交付を申請する者	申請するとき	五百円

附　則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月二十四日

宮城県知事　村　井　嘉　浩

○宮城県条例第十号

手数料条例の一部を改正する条例

手数料条例（平成十二年宮城県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表百四十九の項中「二千円」の下に「（旅券法第二十条第二項の規定の適用を受ける場合にあっては、四千円）」を加え、同表百五十二の項を次のように改める。

百五十二	削除	

第二条第一項の表百九十一の項中「二千百円」を「二千七百円」に改め、同表二百九十五の項及び二百九十六の項を次のように改める。

二百九十五	都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号。以下「都市低炭素化促進法」という。）第五十三条第一項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定を申請する者	申請するとき
二百九十六	次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める額（都市低炭素化促進法第五十四条第二項の規定により低炭素建築物新築等計画が建築基準法第六条第一項の規定に適合していると認められる建築基準関係規定に適合することの審査（次項において「審査」という。）を受けるよう申請し、確認等を受けようとする場合にあっては、建築主事等に提出すべき書類（以下「提出書類」という。）を提出すること。）

１　住宅（専用住宅を有しない建築物をいう。以下同じ。）の部分（非住宅部分を有する建築物をいう。以下同じ。）の用に供する部分（専ら住宅の用に供する部分をいう。以下同じ。）の面積（当該建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積をいう。）に応じ、次に掲げる額（当該建築物が都市低炭素化促進法第五十四条第一項の認定を受けようとする場合にあっては、当該認定を受けようとする

ハ

(1)たぞ床に場準申　(2)　(3)　(4)　(5)　(6)

額れ面次合適請建はを（を　はを（以え　十出定のえ　はを（のえ　はを（のえ

次積にに合　築`提認超二`提認内二一二す基も一五`提認も五二`提認も二三

にの掲あ証三物二出定え万十出定の万万万る準の万千八出定の千千二出定の千百

定区げっ明万全十す基る五六す基も五平七場適　平平万す基　平平万す基　平平

め分るて書五体万る準も千万る準の千方千合合六方方円る準五方方七る準三方方

るに非は類千を円場適の平円場適　平メ円に証十メメ　場適十メメ千場適十メメ

額応住`を円対　合合　方　合合七方ー　あ明七ーー　合合四ーー円合合八ーー

をじ宅五提（象　に証九メ　に証十メト　っ書万トト　に証万トト　に証万トト

加`部千出認と　あ明十ー　あ明九ールト　て類円ルル　あ明六ルル　あ明四ルル

算そ分円す定し　っ書万ト　っ書万トを　はを（以を　っ書千以を　っ書千以を

しれの　る基た　て類円ル　て類円ル超　`提認内超　て類円内超　て類円内超

3

イにし一項下量す第いの九土済　定　エ以戸用部の

(1)定区　あて次にこをる一て項の交産　める　ネ下の廊分合共

め分次ついエおの算設条一か項通業　る　ル同部下（計同はを（を　はを（以え

ているにニネ共項いエ第令一の項省　省　ギじ分`住額住`提認超二`提認内二

ルて`し一一準三三百六の　令　令　ー）以共宅（宅二出定え万十出定の万

ギ一次て次項省三百六の　第　（　消（外用の当等十す基る五六す基も五

ー共項いエ第令一の項及　一　平　費にの階用該　万る準も千万る準の千

消用及ないル号ーの項ま　号。　成　性つ部段途建次円場適の平円場適　平

費部びいル号ーの項び　二　二　能い分そに築に）合合　方）合合七方

量分三場ギイ）に項三　百　十　基てをの供物掲　に証九メ　に証十メ

をの百合ーに）規定に百　九　八　準建い他すのげ　あ明十ー　あ明九ー

設六（消費）お四　十　年　等築うのる共る　っ書万ト　っ書万ト

定計の以費定　国経を物°住共用額　て類円ル　て類円ル

(1)　(2)　(3)　(4)　(5)　(6)

の　八出定の　はを（内　はを（内　六る準の　て類円　め次合適請建はを（を　はを（以え　十出定のえ　はを（のえ　はを（のえ

も百万す基も五`提認の二`提認の十千場適　六はを（五るにニネ共項いエ第令一の項省　省　ギじ分`住額住`提認超二`提認内二

の一円る準の十四出定も十二出定も一円合合九戸`提認戸額応掲は`場合（イ）に項ルて`し一一準三三百六の　令　令　ー）以共宅（宅二出定え万十出定の万

戸）場適　一万す基の六万す基の戸）に証万以一出定以　じげ`場合（イ）に項ルて次項省三百六の　第　（　消（外用の当等十す基る五六す基も五

三以　合合二戸五る準　戸七る準　以　あ明七上万す基内　`るイ）に共項いエ第令一の項及　一　平　費にの階用該　万る準も千万る準の千

十上　に証十以千場適十以千場適十上　っ書千十円る準の　そ住に）共項いエ第令一の項ま　号。　成　性つ部段途建次円場適の平円場適　平

八二　あ明八上円合合九上円合合三二　て類円戸）場適も　れ戸掲）消費部びいル号ーの項び　二　二　能い分そに築に）合合　方）合合七方

万百　っ書万百）に証万五）に証万十　はを（以　合合の　ぞのげ`場合（イ）費量分三場ギイ）に項三　百　十　基てをの供物掲　に証九メ　に証十メ

円戸　て類円戸　あ明六十　あ明七五　`提認内　に証　れ総るを）共項いエ第令一の百合ーに）規定に百　九　八　準建い他すのげ　あ明十ー　あ明九ー

（以　はを（以　っ書千戸　っ書千戸　一出定の　あ明七　次数額）ネ）消費）お四　十　年　等築うのる共る　っ書万ト　っ書万ト

認内　`提認内　て類円以　て類円以　万す基も　っ書万　にの）算定計の以費定）国経を物°住共用額　て類円ル　て類円ル

4

イ　れ　る　く　築　び　　ロ

設計当一該次建エネルギ消費量の額請　住に請以を宅定区部分を申　宅物住複合はを〈を　はを〈以え　十出定のえ　八出定のえ　万す基のえ　万す基の　れ面っ共万る準五　て類円内　十出定超二　〉提認超二　〉提認内二一二す基も一五万す基も五二七る準も二三円る準も三次積て用千場適十三はを〈の二二す基建　〉提認出定え万十出定の万万万る準の万千円る準の千千千場適の千百〉場適の百にのは部円合合八百　〉提認も百万る準外築二出定基る五六す基も五平七場適　平平〉場適　平平円合合　平平　合合　平定区　〉分〉に証万一十出定の一七場適の物十す基る準も千万る準の千方千合合三方方　合合二方方〉に証十方方　に証十方め分当を　あ明五戸六す基　戸千合合用〈万る準も千万る準の千方千合合三方方　合合二方方〉に証十方方　に証十方め分当を　あ明五戸六す基　戸千合合ルのる対　応　用　併　用　途住円場適の平円場適　平メ円に証十メメ　に証十メメ　あ明八メメ　あ明一メるに該有　っ書千以万る準四以円に証ギ共額象　じ　次住に宅〉合合　方〉合合四方ー〉あ明六ーー　あ明八ーー　っ書万ーー　っ書万ー額応共す　て類円上円場適十上〉あ明ー用のと　、次住供の　に証五メ　に証十メト　っ書万トト　っ書万トト　て類円トト　て類円ト　じ用る　はを〈の〉合合九三　っ書消部合し　そに宅す用　あ明十ー　あ明三ールル　て類円ルル　て類円ルル　はを〈ルル　はを〈ル　〉部場　〉提認も　に証万百　て類費分計た　それ掲をる途　っ書万ト　っ書万トを　はを〈以を　はを〈以を　〉提認以を　〉提認以　そ分合　十出定の　あ明八戸　はを量の額申　ぞげ除建及　て類円ル　て類円ル超　〉提認内超　〉提認内超　二出定内超　一出定内　れのに　七す基　っ書千以　〉提

(2)

(ロ)　(イ)に区当に　(チ)　(ト)　(ヘ)　(ホ)　(ニ)　(ハ)　(ロ)　(イ)次の　(1)あを

以超　あ類〈内　定分該あ共は提定　円合証八以　円あ類〈内　円に明千以　円に明千以　は提定も　に明万　に区次て算内え三っを認の三めに共っ用〉出基五三〉に明千内二〉あ書円内二〉あ書円内十〉出基の六あ書円五定分には〉定しの二百て提定も百る応用て部十す準十百　あ書円の百　っ類〈も一　っを認の百っを提定も一　っ類〈の十　っ類〈の一一す準　戸っ類〈戸めに掲〉ていも千平は、基の平額じ部は分七る準八一　っ類〈も一　は、出基の戸は、出基の一　てを認も六　てを認も戸万る適九以てを認以る応げ(1)の平方、すの方　、分、を万場合万戸　てを認の戸　は提定の戸　は提定の以六場合万上は提定内額じるに方メ一る適十メ　その次有千合証五以　は提定　以　〉出基四上　十す準十上　〉出基　上千合証七十〉出基の　〉住掲十メ一万合一ー　れ床にす円に明千上　十す準十三　二す場合十二万場　二す準十二円に明千戸一す準も　そ戸げ八ー万円証二ト　ぞ面掲る〉あ書円の　六る適九百　万る適八百円場　万る適三十〉あ書円以万る適の　れのる場万トル〉合明万ル　れ積げ場　っ類〈も　七場合万戸〉合明万戸　七場合万五　っ類〈内円場合　ぞ総額合円ルを　に書円以　次のる合　てを認の　千に書円以　に書円以　五場合万十　千合証七戸　千合証七戸　てを認の〉合証七　れ数〉に　千合証六戸

ロ

(1)そ分申
請非
れの
(2)
はを
〜の
提認
〜す
基準
(3)
はを
〜のえ
提認
〜す
基準
(4)
はを
〜のえ
提認
〜す
基準
(5)
十出定のえ
〜以え
提認内超
(ヘ)
住に明万ル
宅あ書円を二
次積に部っ類〜超万
面次積に部っ類〜超万
(ホ)
円合証三ト超
〜に明万ルえ一
〜っ類〜内万平
(ニ)
あ書円以超
五っ類〜内え五っ類〜内え
(ハ)
あ類〜
二っを提定
千てを認基
千平は、出準
二万七千円）
方メ八す準　方メ八す準　方メ
合証八トル
に明万ルを
合証七トル
千に明万ルを
合証六トル
万場合十ト
六る適四メル
合証十ト
円場合十ト
七合証十ト
万場合十ト
十す準　方ト
二る適三メト
万る適二メト
十す準　方メ
十す準　方メ

区分に応じ、それぞれ次に定める額

(イ) 内のもの　三百平方メートル

(ロ) 超え二千平方メートル　一万円

(ハ) 超え二千平方メートル　二万七千円

(ニ) 超え五千平方メートル　三万八千円

(ホ) 超え一万平方メートル　十一万円

(3)

(イ) その内の平方メートル　二万五千円

(ロ) 超え三百平方メートル　一万円

(ハ) 超え二千平方メートル　二万七千円

(ニ) 超え五千平方メートル　三万八千円

(ホ) 超え一万平方メートル　十一万円

(ヘ) 超え五千平方メートル　二万五千円

(ト) 超え一万平方メートル　十一万円

(チ) 超え五千平方メートル　二万五千円

(リ) 超え一万平方メートル　十一万円

(ヌ) 超え五千平方メートル　二万五千円

(ル) 超え一万平方メートル　十一万円

(ヲ) 超え五千平方メートル　二万五千円

(ワ) 超え一万平方メートル　十一万円

(カ) 超え五千平方メートル　二万五千円

(ヨ) 超え一万平方メートル　十一万円

(タ) 超え五千平方メートル　二万五千円

(レ) 超え一万平方メートル　十一万円

(ソ) 超え五千平方メートル　二万五千円

(ツ) 超え一万平方メートル　十一万円

(ネ) 超え五千平方メートル　二万五千円

(ナ) 超え一万平方メートル　十一万円

(ラ) 超え五千平方メートル　二万五千円

(ム) 超え一万平方メートル　十一万円

(ウ) 超え五千平方メートル　二万五千円

(ヰ) 超え一万平方メートル　十一万円

(ノ) 超え五千平方メートル　二万五千円

(オ) 超え一万平方メートル　十一万円

(ク) 超え五千平方メートル　二万五千円

(ヤ) 超え一万平方メートル　十一万円

(マ) 超え五千平方メートル　二万五千円

(ケ) 超え一万平方メートル　十一万円

(フ) 超え五千平方メートル　二万五千円

(コ) 超え一万平方メートル　十一万円

(エ) 超え五千平方メートル　二万五千円

(テ) 超え一万平方メートル　十一万円

(ア) 超え五千平方メートル　二万五千円

(サ) 超え一万平方メートル　十一万円

(キ) 超え五千平方メートル　二万五千円

(ユ) 超え一万平方メートル　十一万円

(メ) 超え五千平方メートル　二万五千円

(ミ) 超え一万平方メートル　十一万円

(シ) 超え五千平方メートル　二万五千円

(ヱ) 超え一万平方メートル　十一万円

(ヒ) 超え五千平方メートル　二万五千円

(モ) 超え一万平方メートル　十一万円

(セ) 超え五千平方メートル　二万五千円

(ス) 超え一万平方メートル　十一万円

(ン) 超え五千平方メートル　二万五千円

(ロ) 超え一万平方メートル　十一万円

(ハ) 超え二千平方メートル　二万七千円

(ニ) 超え五千平方メートル　三万八千円

(ホ) 超え一万平方メートル　十一万円

(ヘ) 超え五千平方メートル　二万五千円

(ト) 超え一万平方メートル　十一万円

(チ) 超え五千平方メートル　二万五千円

(リ) 超え一万平方メートル　十一万円

(ヌ) 超え五千平方メートル　二万五千円

(ル) 超え一万平方メートル　十一万円

(ヲ) 超え五千平方メートル　二万五千円

(ワ) 超え一万平方メートル　十一万円

(カ) 超え五千平方メートル　二万五千円

(ヨ) 超え一万平方メートル　十一万円

(タ) 超え五千平方メートル　二万五千円

(レ) 超え一万平方メートル　十一万円

(ソ) 超え五千平方メートル　二万五千円

(ツ) 超え一万平方メートル　十一万円

(ネ) 超え五千平方メートル　二万五千円

(ナ) 超え一万平方メートル　十一万円

(ラ) 超え五千平方メートル　二万五千円

(ム) 超え一万平方メートル　十一万円

(ウ) 超え五千平方メートル　二万五千円

(ヰ) 超え一万平方メートル　十一万円

(ノ) 超え五千平方メートル　二万五千円

(オ) 超え一万平方メートル　十一万円

(ク) 超え五千平方メートル　二万五千円

(ヤ) 超え一万平方メートル　十一万円

(マ) 超え五千平方メートル　二万五千円

(ケ) 超え一万平方メートル　十一万円

(フ) 超え五千平方メートル　二万五千円

(コ) 超え一万平方メートル　十一万円

(エ) 超え五千平方メートル　二万五千円

(テ) 超え一万平方メートル　十一万円

(ア) 超え五千平方メートル　二万五千円

(サ) 超え一万平方メートル　十一万円

(キ) 超え五千平方メートル　二万五千円

(ユ) 超え一万平方メートル　十一万円

(メ) 超え五千平方メートル　二万五千円

(ミ) 超え一万平方メートル　十一万円

(シ) 超え五千平方メートル　二万五千円

(ヱ) 超え一万平方メートル　十一万円

(ヒ) 超え五千平方メートル　二万五千円

(モ) 超え一万平方メートル　十一万円

(セ) 超え五千平方メートル　二万五千円

(ス) 超え一万平方メートル　十一万円

(ン) 超え五千平方メートル　二万五千円

二百九十六　都市低炭素化促進法第五十五条第一項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定を申請する者

申請するとき

次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(イ) 内のもの　三百平方メートル

(ロ) 超え二千平方メートル　二万七千円

(ハ) 超え五千平方メートル　三万八千円

(ニ) 超え一万平方メートル　十一万円

(ホ) 超え五千平方メートル　二万五千円

(ヘ) 超え一万平方メートル　十一万円

(ト) 超え五千平方メートル　二万五千円

(チ) 超え一万平方メートル　十一万円

(リ) 超え五千平方メートル　二万五千円

(ヌ) 超え一万平方メートル　十一万円

(ル) 超え五千平方メートル　二万五千円

(ヲ) 超え一万平方メートル　十一万円

(ワ) 超え五千平方メートル　二万五千円

(カ) 超え一万平方メートル　十一万円

(ヨ) 超え五千平方メートル　二万五千円

(タ) 超え一万平方メートル　十一万円

(レ) 超え五千平方メートル　二万五千円

(ソ) 超え一万平方メートル　十一万円

(ツ) 超え五千平方メートル　二万五千円

(ネ) 超え一万平方メートル　十一万円

(ナ) 超え五千平方メートル　二万五千円

(ラ) 超え一万平方メートル　十一万円

(ム) 超え五千平方メートル　二万五千円

(ウ) 超え一万平方メートル　十一万円

(ヰ) 超え五千平方メートル　二万五千円

(ノ) 超え一万平方メートル　十一万円

(オ) 超え五千平方メートル　二万五千円

(ク) 超え一万平方メートル　十一万円

(ヤ) 超え五千平方メートル　二万五千円

(マ) 超え一万平方メートル　十一万円

(ケ) 超え五千平方メートル　二万五千円

(フ) 超え一万平方メートル　十一万円

(コ) 超え五千平方メートル　二万五千円

(エ) 超え一万平方メートル　十一万円

(テ) 超え五千平方メートル　二万五千円

(ア) 超え一万平方メートル　十一万円

(サ) 超え五千平方メートル　二万五千円

(キ) 超え一万平方メートル　十一万円

(ユ) 超え五千平方メートル　二万五千円

(メ) 超え一万平方メートル　十一万円

(ミ) 超え五千平方メートル　二万五千円

(シ) 超え一万平方メートル　十一万円

(ヱ) 超え五千平方メートル　二万五千円

(ヒ) 超え一万平方メートル　十一万円

(モ) 超え五千平方メートル　二万五千円

(セ) 超え一万平方メートル　十一万円

(ス) 超え五千平方メートル　二万五千円

(ン) 超え一万平方メートル　十一万円

(ロ) 超え二千平方メートル　二万七千円

(ハ) 超え五千平方メートル　三万八千円

(ニ) 超え一万平方メートル　十一万円

(ホ) 超え五千平方メートル　二万五千円

(ヘ) 超え一万平方メートル　十一万円

(ト) 超え五千平方メートル　二万五千円

(チ) 超え一万平方メートル　十一万円

(リ) 超え五千平方メートル　二万五千円

(ヌ) 超え一万平方メートル　十一万円

(ル) 超え五千平方メートル　二万五千円

(ヲ) 超え一万平方メートル　十一万円

(ワ) 超え五千平方メートル　二万五千円

(カ) 超え一万平方メートル　十一万円

(ヨ) 超え五千平方メートル　二万五千円

(タ) 超え一万平方メートル　十一万円

(レ) 超え五千平方メートル　二万五千円

(ソ) 超え一万平方メートル　十一万円

(ツ) 超え五千平方メートル　二万五千円

(ネ) 超え一万平方メートル　十一万円

(ナ) 超え五千平方メートル　二万五千円

(ラ) 超え一万平方メートル　十一万円

(ム) 超え五千平方メートル　二万五千円

(ウ) 超え一万平方メートル　十一万円

(ヰ) 超え五千平方メートル　二万五千円

(ノ) 超え一万平方メートル　十一万円

(オ) 超え五千平方メートル　二万五千円

(ク) 超え一万平方メートル　十一万円

(ヤ) 超え五千平方メートル　二万五千円

(マ) 超え一万平方メートル　十一万円

(ケ) 超え五千平方メートル　二万五千円

(フ) 超え一万平方メートル　十一万円

(コ) 超え五千平方メートル　二万五千円

(エ) 超え一万平方メートル　十一万円

(テ) 超え五千平方メートル　二万五千円

(ア) 超え一万平方メートル　十一万円

(サ) 超え五千平方メートル　二万五千円

(キ) 超え一万平方メートル　十一万円

(ユ) 超え五千平方メートル　二万五千円

(メ) 超え一万平方メートル　十一万円

(ミ) 超え五千平方メートル　二万五千円

(シ) 超え一万平方メートル　十一万円

(ヱ) 超え五千平方メートル　二万五千円

(ヒ) 超え一万平方メートル　十一万円

(モ) 超え五千平方メートル　二万五千円

(セ) 超え一万平方メートル　十一万円

(ス) 超え五千平方メートル　二万五千円

(ン) 超え一万平方メートル　十一万円

5

イ　ぞれに掲げる用途非住宅の床面積の区分に応じ、次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ロ　三百平方メートル

ハ　千二百平方メートル

ニ　五千平方メートル

ホ　二万五千平方メートル

ヘ　二万五千平方メートル

ト　二万五千平方メートル

チ　二万五千平方メートル

リ　二万五千平方メートル

ヌ　二万五千平方メートル

ル　二万五千平方メートル

ヲ　二万五千平方メートル

ワ　二万五千平方メートル

カ　二万五千平方メートル

ヨ　二万五千平方メートル

タ　二万五千平方メートル

レ　二万五千平方メートル

ソ　二万五千平方メートル

ツ　二万五千平方メートル

ネ　二万五千平方メートル

ナ　二万五千平方メートル

ラ　二万五千平方メートル

ム　二万五千平方メートル

ウ　二万五千平方メートル

ヰ　二万五千平方メートル

ノ　二万五千平方メートル

オ　二万五千平方メートル

ク　二万五千平方メートル

ヤ　二万五千平方メートル

マ　二万五千平方メートル

ケ　二万五千平方メートル

フ　二万五千平方メートル

コ　二万五千平方メートル

エ　二万五千平方メートル

テ　二万五千平方メートル

ア　二万五千平方メートル

サ　二万五千平方メートル

キ　二万五千平方メートル

ユ　二万五千平方メートル

メ　二万五千平方メートル

ミ　二万五千平方メートル

シ　二万五千平方メートル

ヱ　二万五千平方メートル

ヒ　二万五千平方メートル

モ　二万五千平方メートル

セ　二万五千平方メートル

ス　二万五千平方メートル

ン　二万五千平方メートル

ロ　二百平方メートル　一万円

ハ　二千平方メートル　二万七千円

ニ　五千平方メートル　三万八千円

ホ　一万平方メートル　十一万円

ヘ　五千平方メートル　二万五千円

ト　一万平方メートル　十一万円

チ　五千平方メートル　二万五千円

リ　一万平方メートル　十一万円

ヌ　五千平方メートル　二万五千円

ル　一万平方メートル　十一万円

ヲ　五千平方メートル　二万五千円

ワ　一万平方メートル　十一万円

カ　五千平方メートル　二万五千円

ヨ　一万平方メートル　十一万円

タ　五千平方メートル　二万五千円

レ　一万平方メートル　十一万円

ソ　五千平方メートル　二万五千円

ツ　一万平方メートル　十一万円

ネ　五千平方メートル　二万五千円

ナ　一万平方メートル　十一万円

ラ　五千平方メートル　二万五千円

ム　一万平方メートル　十一万円

ウ　五千平方メートル　二万五千円

ヰ　一万平方メートル　十一万円

ノ　五千平方メートル　二万五千円

オ　一万平方メートル　十一万円

ク　五千平方メートル　二万五千円

ヤ　一万平方メートル　十一万円

マ　五千平方メートル　二万五千円

ケ　一万平方メートル　十一万円

フ　五千平方メートル　二万五千円

コ　一万平方メートル　十一万円

エ　五千平方メートル　二万五千円

テ　一万平方メートル　十一万円

ア　五千平方メートル　二万五千円

サ　一万平方メートル　十一万円

キ　五千平方メートル　二万五千円

ユ　一万平方メートル　十一万円

メ　五千平方メートル　二万五千円

ミ　一万平方メートル　十一万円

シ　五千平方メートル　二万五千円

ヱ　一万平方メートル　十一万円

ヒ　五千平方メートル　二万五千円

モ　一万平方メートル　十一万円

セ　五千平方メートル　二万五千円

ス　一万平方メートル　十一万円

ン　五千平方メートル　二万五千円

ロ　二百平方メートル　一万円

ハ　二千平方メートル　二万七千円

ニ　五千平方メートル　三万八千円

ホ　一万平方メートル　十一万円

ヘ　五千平方メートル　二万五千円

ト　一万平方メートル　十一万円

チ　五千平方メートル　二万五千円

リ　一万平方メートル　十一万円

ヌ　五千平方メートル　二万五千円

ル　一万平方メートル　十一万円

ヲ　五千平方メートル　二万五千円

ワ　一万平方メートル　十一万円

カ　五千平方メートル　二万五千円

ヨ　一万平方メートル　十一万円

タ　五千平方メートル　二万五千円

レ　一万平方メートル　十一万円

ソ　五千平方メートル　二万五千円

ツ　一万平方メートル　十一万円

ネ　五千平方メートル　二万五千円

ナ　一万平方メートル　十一万円

ラ　五千平方メートル　二万五千円

ム　一万平方メートル　十一万円

ウ　五千平方メートル　二万五千円

ヰ　一万平方メートル　十一万円

ノ　五千平方メートル　二万五千円

オ　一万平方メートル　十一万円

ク　五千平方メートル　二万五千円

ヤ　一万平方メートル　十一万円

マ　五千平方メートル　二万五千円

ケ　一万平方メートル　十一万円

フ　五千平方メートル　二万五千円

コ　一万平方メートル　十一万円

エ　五千平方メートル　二万五千円

テ　一万平方メートル　十一万円

ア　五千平方メートル　二万五千円

サ　一万平方メートル　十一万円

キ　五千平方メートル　二万五千円

ユ　一万平方メートル　十一万円

メ　五千平方メートル　二万五千円

ミ　一万平方メートル　十一万円

シ　五千平方メートル　二万五千円

ヱ　一万平方メートル　十一万円

ヒ　五千平方メートル　二万五千円

モ　一万平方メートル　十一万円

セ　五千平方メートル　二万五千円

ス　一万平方メートル　十一万円

ン　五千平方メートル　二万五千円

ロ　二百平方メートル　一万円

ハ　二千平方メートル　二万七千円

ニ　五千平方メートル　三万八千円

ホ　一万平方メートル　十一万円

ヘ　五千平方メートル　二万五千円

ト　一万平方メートル　十一万円

チ　五千平方メートル　二万五千円

リ　一万平方メートル　十一万円

ヌ　五千平方メートル　二万五千円

ル　一万平方メートル　十一万円

ヲ　五千平方メートル　二万五千円

ワ　一万平方メートル　十一万円

カ　五千平方メートル　二万五千円

ヨ　一万平方メートル　十一万円

タ　五千平方メートル　二万五千円

レ　一万平方メートル　十一万円

ソ　五千平方メートル　二万五千円

ツ　一万平方メートル　十一万円

ネ　五千平方メートル　二万五千円

ナ　一万平方メートル　十一万円

ラ　五千平方メートル　二万五千円

ム　一万平方メートル　十一万円

ウ　五千平方メートル　二万五千円

ヰ　一万平方メートル　十一万円

ノ　五千平方メートル　二万五千円

オ　一万平方メートル　十一万円

ク　五千平方メートル　二万五千円

ヤ　一万平方メートル　十一万円

マ　五千平方メートル　二万五千円

ケ　一万平方メートル　十一万円

フ　五千平方メートル　二万五千円

コ　一万平方メートル　十一万円

エ　五千平方メートル　二万五千円

テ　一万平方メートル　十一万円

ア　五千平方メートル　二万五千円

サ　一万平方メートル　十一万円

キ　五千平方メートル　二万五千円

ユ　一万平方メートル　十一万円

メ　五千平方メートル　二万五千円

ミ　一万平方メートル　十一万円

シ　五千平方メートル　二万五千円

ヱ　一万平方メートル　十一万円

ヒ　五千平方メートル　二万五千円

モ　一万平方メートル　十一万円

セ　五千平方メートル　二万五千円

ス　一万平方メートル　十一万円

ン　五千平方メートル　二万五千円

1 額（建築基準法第六十五条の七第一項に規定する低炭素化促進計画に記載された特定建築物（建築物エネルギー消費性能向上計画認定建築物を除く。）の所有者（当該建築物の所有者が建築物の敷地を有しない場合にあっては、当該建築物の敷地を有する者）は、当該建築物の敷地の面積が千平方メートル以上である場合にあっては、当該建築物の敷地の面積に百分の十を乗じて得た面積を加えた面積）が次に掲げる基準に適合する建築物（建築物エネルギー消費性能向上計画認定建築物を除く。）を建築しようとする者は、当該建築物の建築に係る建築確認申請書に、当該建築物の建築に係る建築確認を受けるに当たって、当該建築物の建築に係る建築確認を受けるに当たって、当該建築物の建築に係る建築確認を受けるに当たって、当該建築物の建築に係る建築確認を受けるに当たって、当該建築物の建築に係る建築確認を受けるに当たって、当該建築物の建築に係る建築確認を受けるに当たって、当該建築物の建築に係る建築確認を受けるに当たって、当該建築物の建築に係る建築確認を受けるに当たって、当該建築物の建築に係る建築確認を受けるに当たって、当

2

イ　定の二酸化炭素排出基準に適合する建築物（建築物エネルギー消費性能向上計画認定建築物を除く。）を建築しようとする者は、当該建築物の建築に係る建築確認申請書に、当該建築物の建築に係る建築確認を受けるに当たって、当

ロ　百分の十を乗じて得た面積を加えた面積）が次に掲げる基準に適合する建築物（建築物エネルギー消費性能向上計画認定建築物を除く。）を建築しようとする者は、当該建築物の建築に係る建築確認申請書に、当

(1)　建築物の敷地が都市計画法第七条第一項に規定する市街化区域内にある場合にあっては、当該建築物の敷地の面積が千平方メートル以上であること。

(2)　建築物の敷地が都市計画法第七条第一項に規定する市街化調整区域内にある場合にあっては、当該建築物の敷地の面積が千平方メートル以上であること。

(3)　建築物の敷地が都市計画法第七条第一項に規定する市街化区域内にある場合にあっては、当

(4)　建築物の敷地が都市計画法第七条第一項に規定する市街化調整区域内にある場合にあっては、当

(5)　建築物の敷地が都市計画法第七条第一項に規定する市街化区域内にある場合にあっては、当

(6)　建築物の敷地が都市計画法第七条第一項に規定する市街化調整区域内にある場合にあっては、当

3

イ　建築物の敷地が都市計画法第七条第一項に規定する市街化区域内にある場合にあっては、当

ロ　建築物の敷地が都市計画法第七条第一項に規定する市街化調整区域内にある場合にあっては、当

(1)　建築物の敷地が都市計画法第七条第一項に規定する市街化区域内にある場合にあっては、当

(2)　建築物の敷地が都市計画法第七条第一項に規定する市街化調整区域内にある場合にあっては、当

(3)　建築物の敷地が都市計画法第七条第一項に規定する市街化区域内にある場合にあっては、当

(4)　建築物の敷地が都市計画法第七条第一項に規定する市街化調整区域内にある場合にあっては、当

(5)　建築物の敷地が都市計画法第七条第一項に規定する市街化区域内にある場合にあっては、当

(6)　建築物の敷地が都市計画法第七条第一項に規定する市街化調整区域内にある場合にあっては、当

ロ

(1)額応共あ　　(8)　　(7)　　(6)　　(5)　　(4)

千以え　万す基のえ　万す基のえ　三る準のえ　五出定の　　て類円内　万す基の　万す基の　はを（内　て類円内
円内二一三る準も一五円る準も五二千場適も二三千す基も三　じ用っ共八出定二　の二三る準も百円る準も五　`提認の二はを（の
（の万万千場適の万千）場適の千千五合合の千百円る準の百　`部て用万す基十三はを（`提認も百千場適の一）場適の十二出定も十　`提認も
認も五平五合合　平平　合合　平平百に証　平平）場適　平　それは部五る準九百　`提認の一五合合　戸　合合　一万す基の六一出定の
定の千方百に証十方方　に証十方方円あ明九方方　合合五方　れの`分千場適万一八出定の一五合合　戸　に証十戸二る準　戸万す基
基　平メ円あ明八メメ　あ明四メメ）っ書万メメ　に証万メ　ぞ床次を五合合二戸万す基　戸百に証十以　あ明四以千場適　九上千場適万
準二方ー）っ書万ーー　っ書万ーー　て類円ーー　あ明五ー　れ面に有百に証千以円る準二以円あ明九上　っ書万上五合合　九上千場適万
適十メト　て類円トト　て類円トト　はを（トト　っ書千ト　次積掲す円あ明五上）場適十上）っ書万二　て類円百百に証　万五五合合八
合一ール　はを（ルル　はを（ルル　`提認ルル　て類円ル　定区る場　て類円も　合合四三　て類円百　はを（戸円あ明　八十百に証千
証万トを　`提認以を　`提認以を　一出定以を　はを（以　め分当合　はを（の　に証万百　はを（戸　`提認以　`提認以）っ書千戸円あ明五
明五ル超　六出定内超　四出定内超　万す基内超　`提認内　るに該に　`提認　あ明九戸　`提認以　六出定内　四出定内　て類円以）っ書百
　　っ書千以

4

イに請

(1)あを設（請　定の複　　(6)

(ヘ)　　(ホ)　　(ニ)　　(ハ)　　(ロ)　　(イ)次の　　(チ)　　(ト)

類（　合証九以　百あ類（内　あ類（内　百あ書円以　千合証五以　あ類（も　円場合万　に区次て　あ書円内　百あ書円を　超二万て
を認二三に明千内二円）て提認の百っを認の百っを提定も一　っを認の六）合証五五定分に掲　`住掲い　っ類（内額　て類円を　超え万て
提定十百あ書円の百　は出基の一　は、出基の　は提定も六円っ類（も戸は出基四以　合証五五定分に掲　`住掲い　っ類（内額　て類円を　`提認る五は
出基九一っ類（も一　は出基の　は、出基の　は提定も六円っ類（も戸は出基四以　あ書円以る応じるに　`住掲い　っ類（内額　て類円を　`提認る五は　`提認る五は
出準万戸てを認の戸　す準　以　`出基の戸）て提定　上八っを認の以　`す準万上　あ書円以る応じるに　`住掲い　っ類（内額　て類円を　`提認る五は　`提認る五は
す適二以は提定　以　二す準　以　`出基の戸）て提定　上八っを認の以　`す準万上　あ書円以る応じるに　`住掲い　っ類（内額　て類円を　`提認る五は　`提認る五は
る合千上、出基二上　万る適九上　`出基六二千る合千戸　一す準万十円）場証五以　`出基の　それ掲　ぞ戸げ　ー用のと　ネ物げを　応物十出定る五は　`提認る五は
場証五の八す準十三　二場合万五　一す準万十円）場証五以　`出基の　それ掲　ぞ戸げ　ー用のと　ネ物げを　応物十出定る五は　`提認る五は
合明百も万る適四百　千合証八十　万る適八五）合明百内　五す準　ぞ総額　れ数）に費分計た　ルのる対　`次円る準の平八万する　`提認る五は　`提認る五は
に書円の）場合万戸　五に明千戸　三場合千戸　に書円の　千る適三　れ数）に費分計た　ルのる対　`次円る準の平八万する　`提認る五は　`提認る五は

ロ

(1)そ分申
れの請非
ぞ床　住
れ面次宅
積に部
に掲分
げをて
る対は
非象、
住と十
宅し万
た部円

(2)
に区当に
内　定分該
の三めに共
の平百る応用
額じ部
の　分　`
提基　方　分を
出準　　有
する適五メ　その次
場合万ー　れ床に
証九ー千　ぞ面掲
八ー円　れ積げ
ー場　合　場
ー合明千ル　次のる合
ー合明万ル　に書円以　　五

(3)
あ共百
っ用円あっ
て部　ては、
分　`を
分　八
は次有　万
ぞ床にす　五
れ面掲る　千
れ積げ場　五
次のる合

(ハ)
以超　百
内　二円
の五千
平　て
方は、
メ出基
ー　す
ー も
ト　平
ル　方
を　メ
ー
ト
ル
を

(ロ)
内　あ類
の　三つを
二百て認
の　提基
平　す
方　る
メ　場
ー　合
ト　メ
ル　ー
を　ト
ル

(ハ)
以超　百
内　二円
の五千
平　て
方は、
メ出基
ー　す
ー も
ト　平
ル　方
を　メ
ー
ト
ル
を

(ロ)
内　あ類
の　三つを
二百て認
の　提基
平　す
方　る
メ　場
ー　合
ト　メ
ル　ー
を　ト
ル

(ニ)
超　あ類
内　五つを
一千て認
の　提基
平は、
方　す
メ　る
ー　適
ト　方
ル　メ
ー
ト
ル

(ホ)
超　百
一　円
円　て
え　は
一　出
万　す
平　る
方　適
メ　方
ー　メ
ト　ー
ル　ト
を　ル

(ヘ)
ル　万
合　る
証　適
五　一
以　ト
二　合
万　証
円　八
超　ー
二　を
万　十
円　ー
超　を
万　合
円　証
場　八
合　ー
証　を
四　合
ー　証
ト　八
ル　ー
合　ト
明　ル
万　合
ト　明
ル　万
を　ト
書　ル
円　を
に　書
書　円
円　ル
ル　を
を　に
書　書
円　円
ル　ル
を　を

(1)びあ量の額申
ハ

(1)次の
区
に
掲
げ
る
応
じ
た
額
の
住
宅
の
戸
数

(3)つを設
区
分
に
掲
げ
る
額
に
応
じ
た
額
の
合
計
額
及
び
費
用
の
総
額

(2)
請建て類円を
当　築はを超二つ類円内二一
算　物　`提認え万てを提認も一五
計　該次認出定る五は提認も五万四出定の
し　建に全十出基五万す基　平万す基
た　築掲体万す基も千　`出基　平メ
計　物げを円る準の平八す準三方ー
算　対　場適　方万る適十メ　場適十
し　ル　合合四メ円　合三ー　合合七
た　の　に証十ー　場合九ー　に証万
計　部　あ明五ト　合証万トを　あ明三
算　分　っ書万ル　に明五ル超　っ書千
し　た　て類円内超　て類円

(4)
は
の
提認も
出定の
基　
平万す基
円る準二
場適十
合合七
に証万
あ明三
っ書千
て類円

(5)
は
の
提認も
出定の
基　
平万す基
円る準三
場適十
合合三ー
に証万ト
あ明五ル
っ書千以
て類円内超

(6)
あ書千以
内二一
の万六
五平万す
千方方円
方る準
平メメ
ー場適
ト　合
ル　ー
を　ト
ル

(ハ)
以　あ類
五　っを
に認
明　定
百　提
内　出
二　す
千　る
合　適
証　方
八　メ
ー　ー
を　ト
十　ル
ー　を
す　合
準　証
万　八
十　ー
円　を
超　合
五　証
以　八
二　ー
万　を
円　十
超　ー
五　合
に　証
明　八
千　ー
戸　を

(ロ)
も　円
合　場
証　合
五　証
四　八
以　ー
基　を
証　八
五　ー
百　合
内　証
の　八
百　ー
円　を
の　合
千　証
戸　八
上　ー
八　を
十　合
戸　証
は　八
出　ー
す　を
る　合
場　証
合　八
明　ー
百　を
証　合
五　証
内　八
の　ー
千　を
戸　合
は　証
出　八
す　ー
る　を
場　合
合　証
千　八
戸　ー
は

(3)

(イ)その内の三も百の平方十メ二ー万トル円以れ床面積掲げる額、分ぞれに分非住宅応じ、部次に区分該当に共用部分を有する面積掲げる場合次の平方メートル円）に書円以内の百分の平方メートル円）に書円以内の百分の平方メートル円）に書円以内の百分

第二条第一項の表三百四の項及び三百五の項を次のように改める。

		のもの　三十九万五千円（認定基準適合証明書類を提出する場合にあっては、八万二千五百円を超えるものにあっては、四十五万円を超える額）（認定基準適合証明書類を提出する場合にあっては、十万円）
三百四　建築物省エネルギー法第三十四条第一項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を申請する者	申請するとき	次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める額（建築物省エネルギー法第三十四条第三項省エネルギー消費性能向上計画の認定を受けるよう申請する建築物エネルギー消費性能に関する法律第六条第一項の規定により建築物エネルギー消費性能の向上に資する建築物の建築に関する法律第三十

ロ

(1)にのる申

(ヘ)　円合証二以超　千合証七以超　三に明千内え　五に明千内超　円に明千内　額じ部書るにた(1)基め分住　住百合証七超　円に明百内
超　一〉に明千内え五円に明千内え二百あ書円の二千百あ書円のえ三〉あ書円の三　〝分類方適だ及準るに宅次宅円に明百え二〉あ書円の
え二万　あ書円の一千〉あ書円の五千円っ類〈も千平円っ類〈も千百　っ類〈も百　その　法合しび省額応部に部〉あ書円る百　っ類〈も
万平　っ類〈も万平　っ類〈も千平〉てを認の平方〉てを認の平平　てを認の平　れ床次にす書同令　じ分掲分　っ類〈も平　てを認の
五方　てを認の平方　てを認の平方　は提定　方メ　は提定　方方　は提定　方　ぞ面によるに号第　〝にげを　てを認の方　は提定
千メ　は提定　方メ　は提定　方メ　〝出基三メ一　〝出基二メ一　〝出基二メ　れ積掲りこ規ロ十　そ関る対　は提定　メ　〝出基一
平一　〝出基六メ一　〝出基四メ一　二す準十一ト　一す準十一ト　八す準十一　次のげ作と定(1)条　れす申象　〝出基一一　四す準万
方ト　十す準十一ト　七す準十一ト　万る適四トル　万る適六トト　千る適一ト　に区る成をす又第　ぞる請と　四す準万ト　千る適六
メル　二る適一トル　万る適九トル　五場合万ルを　五場合万ルル　八場合万ル　定分非さ証るは一　れ書にし　千る適七ル　四場合千
一を　万場合万ルを　六場合万ルを　千合証八以超　千合証九以を　百合証五以　めに住れ明事同号　次類係た　四場合千を　百合証四

(2)

(ト)　二合証五ト超　に明千以超　千合証三以超　百あ書円内え　五に明百内超　円に明百内　定分非さ証る(2)基九る適二ル　五る適二ト
を二千に明万ルえ一あ書円内え五円に明千内え二円っ類〈の二千百あ書円のえ三〉あ書円の三めに住れ明事及準万場合万を二万場合万ル
超万円あ書円以二万っ類〈の一千〉あ書円の五千〉てを認も千平円っ類〈も千百　っ類〈も百る応宅たす項び省円合証五超万二合証三以
え五〉っ類〈内万平てを認も万平　っ類〈も千平　は提定の平方〉てを認の平平　てを認の平額じ部書るに同令〉に明千え五千に明千内
る千　てを認の五方は提定の平方　てを認の平方　〝出基　方メ　は提定　方方　は提定　方　〝分類方適号第　あ書円る千円あ書円の
も平　は提定も千メ　〝出基　方メ　は提定　方メ　二す準十メ一　〝出基十メメ　〝出基八メ　その　法合ロ十　っ類〈も平〉っ類〈も
の方　〝出基の平一一す準二メ一　〝出基二メ一　万る適三一ト　一す準万一一　八す準万一　れ床次にす(2)条　てを認の方　てを認の
メ　十す準　方ト二る適十一ト　七す準十一ト　五場合万トル　万る適四トト　千る適二ト　ぞ面によるに第　は提定　メ　は提定
四一　五る適三メル円　万場合九トル　万る適二トル　千合証八ルを　五場合千ルル　八場合千ル　れ積掲りこ規一　〝出基八一　〝出基七
十ト　万場合十一を〉合証万ルを　六場合万ルを　三に明千以超　千合証八以を　百合証三以　次のげ作と定号　十す準十ト　十す準十

(2)

(ｲ)次の非

すは号　に区住次　　b　　a るじの　にる規号　　b　　a るじの　にる規号

る同イ基定宅には出準七を　はす適千以　額、床次よこ定イ基はす適六を　はす適千以　額、床次よこ定イ基

事号(1)準めに部掲、す適千超二、る合四内二　その面にりとす(2)準、る合千超二、る合三内二　その面にりとす(1)準

項た及省る応分げ四る合七え百四場証百の百　れ積掲作をる及省四場証百え百四場証百の百　れ積掲作をる及省

にだび令額じにる千場証百る平千合明円も平　ぞの げ成証事び令千合明円る平千合明円も平　ぞの げ成証事び令

適し同第　、関申四合明円も方四に書（の方　れ区るさ明項同第四に書（も方四に書（の方　れ区るさ明項同第

合書号十　そす請百に書（のメ百に類認　メ　次区住れすに号十百に類認のメ百に類認　メ　次区住れすに号十

すにロ条　れるに円あ類認　ー円あを定一ー　に分宅たる適ロ条円あを定　ー円あを定三ー　に分宅たる適ロ条

る規(1)第　ぞ書係）っを定一ト）っ提基万ト　定に部書方合(2)第）っ提基三ト）っ提基万ト　定に部書方合(1)第

こ定又一　れ類る　て提基万ル　て出準六ル　め応分類法すに二　て出準万ル　て出準二ル　め応分類法すに二

ハ

(1)額申

(ｲ)に区住　　請建

定分宅次　　築万場合一

めに部に　次物円）に明千

応分掲　に全）に明千

る応省額じにげ　掲体　あ書円

省額じにげ　掲体　あ書円

及省額じにげ　掲体　あ書円

び令　、関る　げを　っ類（

同第　す申　る対　てを認

事び令　、関る　げを　っ類（

項同第　す申　る対　てを認

明項同第　す申　る対　てを認

証事び令　、関る　げを　っ類（

成証事び令　、関る　げを　っ類（

げ成証事び令　、関る　げを　っ類（

掲作をる及省　額じにげ　掲体　あ書円

掲作をる及省　額じにげ　掲体　あ書円

面掲作をる及省　額じにげ　掲体　あ書円

積掲作をる及省　額じにげ　掲体　あ書円

積掲作をる及省　額じにげ　掲体　あ書円

(ロ)

b　　a そ床にりと

は出準四ル超　は出準六ルを　はす適万以　れ面掲作を

、す適万以え千、す適万以超三、る合五内三ぞ積げ成証

る合八内二平一る合九内え百八場証千の百れのるさ明

方万場証千の千方万場証千の千平千合明円も平次区非れす

五合明円も平メ千五合明円も平方八合に書（の方に分住たる

に書（の方メ百に書（の方メ百に類認　メ定に宅書方

あ類認　メ　ト百あ類認　メ　ト百円）っ提基十トる応部類法

っを定三ー　ル円）っを定二ー　ト）て出準ー　ル額、の次よ

て提基十トを　て提基十トを　て提基十トを　て提基十トを　て提基十トを　て提基十トを　て提基十トを

g　　f　　e　　d　　c　　b　　a

じ分　にる規号　　g　　f　　e　　d　　c　　b　　a

、の次よこ定イ基あを定八ト　二に書（　メを　て提基十トを　て提基十トを　は出準四ル超　は出準六ルを　はす適万以　れ面掲作を

そ床にりとす(2)準っ提基十ル二千あ類認七ー超一は出準一ル超五は出準九ル超二二す適万以え千、す適万以超三、る合五内三ぞ積げ成証

れ面掲作をる及省て出準二を万円）っを定十トえ万、す適万以え千、す適万以え千二る合八内二平一る合九内え百八場証千の百れのるさ明

ぞ積げ成証事び令は、す適万超五　て提基ール二平十る合二内一平七る合七内五平万場証千の千方万場証千の千平千合明円も平次区非れす

れのるさ明項同第、る合五え千　は出準万以万方二場証千の万方万場証千の千方五合明円も平メ千五合明円も平方八合に書（の方に分住たる

次区非れすに号十十る証千る平　、す適万内五メ万合明円も平メ六合明円も平メ千に書（の方メ百に類認　メ定に宅書方

に分住たる適ロ条九場明円も方　十る合二の千ー円に書（の方ー千に書（の方ー千に書（の方メ百円）っ提基十トる応分　に

定に宅書方合(2)第万合書（のメ　五場証千も平ト）あ類認　メト円あ類認　メト円）っを定二ー　ル百っを定三ー　ル円）て提基十トを）て提基十トル　て出準ー　ル額、の次よ

め応部類法すに一）に類認　ー　万合明円の方ル　っを定六ー　ル）っを定四ー　ル）て提基十トを）て提基十トル　て出準ー　ル額、の次よ

3

イに類請

る第共の書す事(1)　定のに共
誘十用床類る項及基め区係同
導条部面　方にび準る分る住
基第分積次法適同省額に住宅て提基四ト　g　メを　f　は出準十トを　e　て提基十トを　d　はす適万ル超　c　は出準四ルを　b　はす適千以　a　る額
準一に（にに合号令　応宅等は出準十ル二は出準三ト超一　`す適九ル超五は出準二ル超二（一万五千三百円）　る合八以え千　`す適千以超三　`る合三内三
一号つ当掲よすロ第　じ部　`す適一を万、`す適十トえ万十る合万以え千　`す適万以え千二万五千三百円）　場証千内二平　る合八内え百八　場証百の百
次ロい該げりる(1)十　`分次十る合万超五十五万十る合五ル二平二場証千内一平七る合三内五平方千五千三百円）　合明円の千方五合明円も平方八千　合明円も平
エ(1)て住る作こに条　そにに九場証千え千五万十る場証万以万方万合明円の万方六合明円も平メ千方千三百円）　に類認の方メ千に書（の方メ百円）　に書（の
ネに基宅住成と規第　れ関掲万合明円る平二千二万合明円内五メ円）に書（も平メ六合明円も平メ千方千三百円）　あを定　メト方メ円）　あを定　メト方
ル規準部宅さを定二　ぞすげ円に書（も方二千二万に書（の千ト　あ類認の方ト千に書（の方ト千方千三百円）　っ提基十ル　っを定十ト　っ提基八ト
ギ定省分部れ証す号　れるる）あ類認のメ円）っを定　ト　っを定の方ル　て提基二ル円）　あ類認　メト方メ円）　て出準三トを円）　て提基万ル　て出準二ル

ロ

(4)　はを（のえ　(3)　はを（のえ　(2)　千す基の　(1)ぞく該ネ共の書す事(2)　基て類円え　(4)　はを（のえ　(3)　一出定のえ　(2)　はを（の　(1)この用
五、`提認も五二、`提認も二三八る準も三　れ共ギ部面　方に び準はを（認も千四出定の　方す基　方二る準　十方円）　方す基も二三　`提認も三　定区
千四出定の千千一出定の千百百場適の百　`用い場分積次法適同省　`提認も千四出定の　平平千場適　平平千場適　八万五千千九る準の千百八出定の百　め分
平万す基　平平万す基　平平円合合　平に合消の、に令号令七出定の平万す基　方二る準　十方方円）　方合合十方方八る準六方　平額の
方二る準九方方九る準五方方）に証三量誘該げりる(2)十六る準二メ千場適八メ　メ　合に証万メ百場適万メ　応
メ千場適万メメ千場適万メ　あ明万導当掲よすロ第万す基　十一四合合万ト　ト　あ明八ト円合合五ト　じ、
ト四合合七ト円合合三ト　っ書千ト基住る作こに条千場適十ト百に証五ル　っ書千ル円）に証千ル　っ書百以　それ
ト百に証千ト円）に証千ト　て類円ト　宅住成と規第円合合六ト円）に証万ル　て類円ル　て類円内　ぞ
ル円）あ明五ル　あ明八ル　はを（宅さを定二）に証万ル　あ明六を）　はを（以を　れ
を　っ書百以を　っ書百以を　`提認以　れ証す号　あ明千ル　っ書千超　`提認内超　っ書百以　次
超　て類円内超　て類円内超　八出定内　た明るイ　て類円内超　て類円内　）

消費量を算定して以下この項及び次に場

4

イに請

(1)め分住請　定の複

(イ)次の用場消誘該る成をすイ　るに宅　住め区合はを（え
に区部合費導住住さ証る(1)基額応部次宅る分建、提認る
分に量基宅宅れ明事及準　じ分に部額に築七出定も
のあを準部部たす項び省　、に掲分　応物万す基の
床っ算一分分書るに同令　そ関げを　じ　六る準
面て定次のの類方適号第　れする対　、次千場適十
積はしエ共床　法合ロ十　ぞる申象　そに円合合四
を、てネ用面次にす(1)条　れ書請と　れ掲）に証万
除当いル部積によるに第　次類にし　ぞげ　あ明七
く該なギ分（掲りこ規二　にの係た　れる　っ書千
）共いーの当げ作と定号　定区る申　次申　て類円

(2)

用場消誘該る成をすイ
部合費導住住さ証る(2)基千合証六超　四に明千以超　あ書円以超　円に明百内
分に量基宅宅れ明事及準円に明千え五百あ書円内え二っ類（内え三）あ書円の三定分分に量基宅宅れ明事及準
のあを準部部たす項び省）あ書円る千円っ類（の五千てを認の二百　っ類（も百めにのあを準部部たす項び省
床っ算一分分書るに同令　っ類（も平）てを認も千平は提定も千平　てを認の平る応床っ算一分分書るに同令
面て定次のの類方適号第　てを認の方　は提定の平方、出基の平方　は提定　方額じ面て定次のの類方適号第
積はしエ共床　法合ロ十　は提定　メ　、出基　方メ二す準　方メ　、出基六メ　、積はしエ共床　法合ロ十
を、てネ用面次にす(2)条　、出基二ー　四す準十メ一万る適十メ一　八す準万ー　そを、てネ用面次にす(1)条
除当いル部積によるに第　七す準十ト　万る適八ートル九場合万ート　千る適五ト　れ除当いル部積によるに第
く該なギ分（掲りこ規二　万る適六ル　二場合万トル千合証八トル　八場合千ル　ぞく該なギ分（掲りこ規二
）共いーの当げ作と定号　六場合万を　千合証五ルを円）に明千ルを　百合証二以　れ）共いーの当げ作と定号

ロ

(1)にのる申

(イ)次の
に区
三定分
百めに
平る応
額じ、
方メ
それ
ぞれ

(ロ)
あ類（内
っを認の
提定も
出基の
す準
る適
八千
場合
証万
百円）
に書円以

(ハ)
千合証八以超
ニ百
平は、
メ
ー八
トル
合明千
ル

(ニ)
千合証五以超
千百
方メ
ー三
ト
ー

(ハ)
千合証四に明百内え二円
ニ百あ書円の五千
平は、っ類（も千平
方メ提定　方メ
ー八は提定　方メ
トル千出基九メ
合明る準ー
証万ー八ト
に書円百円）
千ルを

(ロ)
あ類（内
っを認の
提定も
出基の
す準
る適
三千
場合
証万
百円）
に書円以

(イ)
に区
三定分
百めに
平る応
額じ、
方メ
それ
ぞれ

(ロ)
円に明千内
あ書円の三
、分類（も百
その　法合しび省額応部に部
れ床次にす書同令　じ分掲分
ぞ面によるに号第　、にげを
れ積掲りこ規ロ十　そ関る対
次のげ作と定(1)条　れす申象
に区る成をす又第　ぞる請と
定分非さ証るは一　れ書にし
め に住れ明事同号　次類係た

(ハ)
五に明千内超
あ書円のえ三
っ類（も千
てを認の平方
は提定　方メ
、出基二メ
八す準十ー
千る適一ト
八場合万ル
百合証五以

(ロ)
円に明千内え
あ書円の二千百
っ類（も千平円
てを認の平方）
は提定　方メ
、出基三メ
一す準十ー
万る適四トル
五場合万ルを
千合証八以超

(ハ)
三に明千内え
百あ書円の二千百
円っ類（も千平円
）てを認の平方）
は提定　方メ
、出基三メ
二す準十ー
万る適四トル
五場合万ルを
千合証八以超

(ニ)
千合証五以超
千百
方メ
ー三
ト
ー

(ハ)
千合証八以超
ニ百
平は、
メ
ー八
トル
合明千
ル

(ロ)
あ類（内
っを認の
提定も
出基の
す準
る適
三千
場合
証万
百円）
に書円以

(イ)
に区
三定分
百めに
平る応
額じ、
方メ
それ
ぞれ

(2)

(ニ)
合証三以超　百あ書円内え　五に明百内超　円に明百内　定分非さ証る(2)基九る適二ル　五る適二ト超　円合証二以超　千合証七以超
に明千内え二円っ類（の二千百あ書円のえ三）あ書円の三めに住れ明事及準万場合万を二万場合万ルえ一）に明千内え五円に明千内え二
あ書円の五千）てを認も千平円っ類（も千百　っ類（も百る応宅たす項び省円合証五超万二合証三以二万　あ書円の一千）あ書円の五千
っ類（も千平　は提定の平方）てを認の平平　てを認の平額じ部書るに同令）に明千え五千に明千内万平　っ類（も万平　っ類（も千平
てを認の平方　、出基　方メ　は提定　方方　は提定　方　、分類方適号第　あ書円る千円あ書円の五方　てを認の平方　てを認の平方
は提定　方メ　二す準十メ１　、出基十メ１　、出基八メ　その　法合ロ十　っ類（も平）っ類（も千メ　てを認の方　てを認の平１　は提定　方メ　は提定　方メ
、出基二メ１　万る適三１ト　一す準万１１　八す準万１　れ床次にす(2)条　てを認の方　てを認の平１　、出基六メ１　、出基四メ１
七す準十１ト　五場合万トル　千る適四トト　千る適二ト　ぞ面によるに第　は提定　メ　は提定　方ト　十す準十１ト　七す準十１ト
万る適二トル　千合証八ルを　五場合千ルル　八場合千ル　れ積掲りこ規一　、出基八１　、出基七メル　二る適一トル　万る適九トル
六場合万ルを　三に明千以超　千合証八以を　百合証三以　次のげ作と定号　十す準十ト　十す準十１を　万場合万ルを　六場合万ルを

ハ

(1)額申

(ニ)
合証五以超　千合証七以超　千
に明千内え二円）に明千内え五円）
あ書円の五千）あ書円の五千
っ類（も千平　っ類（も千平
てを認の方　てを認の平方
は提定　方メ　は提定　方メ
、出基四メ１　、出基六メ１
七す準十１ト　十す準十１ト
万る適九トル　二る適一トル
六場合万ルを　万場合万ルを

(ハ)
証五ト超　に明千以超　千
えあ書円内え五円）
万っ類（の一千）
円を認も万平
円）てを認も千平
合証万を二千に明万ルえ一
万円あ書円以二万っ類（内万平
合証万を二千に明万ルえ一
万円あ書円以二万っ類（内万平
合一ル　二合証五ト超　に明千以超　千
築万場合一ル　二合証五ト超　に明千以超　千
建物円合証万を二千に明万ルえ一あ書円内え五円）
請次物円合証万を二千に明万ルえ一あ書円以二万っ類（の一千）
建に全）に明千超万円あ書円以二万っ類（内万平
請掲体　あ書円え五）っ類（内万平てを認も万平
(1)額げを　っ類（る千　てを認の五方は提定の平方
申る対　てを認も平　は提定も千メ１、出基　方メ１
ハ額象　は提定の方　、出基の平１１す準二メ１
請のと　、出基　メ　十す準　方ト１２る適十１ト
建合し　十す準四１　五る適三メル円）場合九トル
築計た　九る適十ト　万場合十１を）合証万ルを

(ロ)
超　円
）
三
）
百
円
）
平
方
メ
１
ト
ル
を
円
）
て
提基十１ル

(イ)に区住
定分宅次
基めに部に
準る応分掲
省額じにげ
令　、関る
及事び令
る規号
定イ
(1)
適ロ条
合(1)第
二
法類方
合
ロ十
法
に
す
(2)条
に
第
こ
規一
定号
区分
に
応
じ
て
、
額

(ホ)
超　千
内え五円）
類（の一千）
内万平
認の五方
定も千メ１
の平１１
定の方
平方
メ１
ト１２
円）
合証万ルを

(ヘ)
超　円
）
一
）
百
円
）
平
方
メ
１
ト
ル
を
円
）
て
提基十１ル

(ト)
ル　五る適二ト超　円
ル
る適二ト超　円
合証三以二万
万合証三以二万
に明千内万平
に明千内万平
る適二ト超　円
る適二ト超　円
合証五超万二合証三以二万
万合証五超万二合証三以二万
に明千え五千に明千内万平
に明千え五千に明千内万平
る適二ト超　円
る適二ト超　円
合証二以超　千合証七以超
合証二以超　千合証七以超
に明千内え二円）に明千内え二
に明千内え二円）に明千内え二
あ書円の五千）あ書円の五千
あ書円の五千）あ書円の五千
っ類（も千平　っ類（も千平
っ類（も千平　っ類（も千平
てを認の平方　てを認の平方
てを認の平方　てを認の平方
は提定　方メ　は提定　方メ
は提定　方メ　は提定　方メ
、出基六メ１　、出基四メ１
、出基六メ１　、出基四メ１
十す準十１ト　七す準十１ト
十す準十１ト　七す準十１ト
二る適一トル　万る適九トル
二る適一トル　万る適九トル
万場合万ルを　六場合万ルを
万場合万ルを　六場合万ルを

(ニ)
超　千
内え二
円）
の一千
平方
メ１
ト１２
る適十１ト
場合九トル
合証万ルを

(ホ)
超　千
内え五円）
類（の一千）
内万平
認も万平
定の平方
出基　方メ１
す準二メ１
る適十１ト
場合九トル
合証万ルを

(ヘ)
超　円
）
一
）
百
円
）
平
方
メ
１
ト
ル
を
円
）
て
提基十１ル

(ト)
ル　二合証五ト超　に明千以超　千
ル　二合証五ト超　に明千以超　千
合一ル　二合証五ト超　に明千以超　千
合一ル　二合証五ト超　に明千以超　千
築万場合一ル　二合証五ト超　に明千以超　千
築万場合一ル　二合証五ト超　に明千以超　千
建物円合証万を二千に明万ルえ一あ書円内え五円）
建物円合証万を二千に明万ルえ一あ書円内え五円）
請次物円合証万を二千に明万ルえ一あ書円内え五円）
請次物円合証万を二千に明万ルえ一あ書円内え五円）
建に全）に明千超万円あ書円以二万っ類（の一千）
建に全）に明千超万円あ書円以二万っ類（の一千）
(1)額掲体　あ書円え五）っ類（内万平
(1)額掲体　あ書円え五）っ類（内万平
申げを　っ類（る千　てを認の五方は提定の平方
申げを　っ類（る千　てを認の五方は提定の平方
ハる対　てを認も平　は提定も千メ１、出基　方メ１
ハる対　てを認も平　は提定も千メ１、出基　方メ１
請額象　は提定の方　、出基の平１１す準二メ１
請額象　は提定の方　、出基の平１１す準二メ１
建のと　、出基　メ　十す準　方ト１２る適十１ト
建のと　、出基　メ　十す準　方ト１２る適十１ト
築合し　十す準四１　五る適三メル円）場合九トル
築合し　十す準四１　五る適三メル円）場合九トル
築計た　九る適十ト　万場合十１を）合証万ルを
築計た　九る適十ト　万場合十１を）合証万ルを

(イ)
に区住
定分宅次
基めに部に
準る応分掲
省額じにげ
令　、関る
及事び令
る規号
定イ
(1)
適ロ条
合(1)第
二
法類方
合
ロ十
法
に
す
(2)条
に
第
こ
規一
定号
区分
に
応
じ
て
、
額

(ロ)
超　円
）
三
）
百
円
）
平
方
メ
１
ト
ル
を
円
）
て
提基十１ル

a
そく用合量準分の　にる規号　定分宅次
れ部にを一の床次よこ定イ基めに部に
）の分あ算次共面にりとす(1)準る応分掲
の区分っ定エ用積掲作をる及省額じにげ
てしネ部（げ成証事び令　、関る
はてル分当るさ明項同第　そす申
、いギの該住れすに号十　れる請
当なイ誘住宅たる適ロ条　ぞ書に
該い消導宅部書方合(1)第　れ類係
、除共場費基部分類法すに二　次のる
床面積応じ額

(ハ)
超　百
内え二円）
の二千百
円）平平
方）方方
平方メ
方メ１
十メ１
メ１ト
ル
を
円
）
て
提基十１ル

(ニ)
超　百
内え二円）
の二千百
円）平平
方）方方
平方メ
方メ１
十メ１
メ１ト
ル
を
円
）
て
提基十１ル

(2)

(ｲ)次の非

ａそ床にりとすは号　に区住次　　d　　c　　b　　ａそく用合量準分の　にる規号　　d
れ面掲作をる同イ基定分宅にはす適万を　円て提基万トを　て提基万トを　八合明円以　れ部にを一の床次よこ定イ基は出準六を
三ぞ積げ成証事号(1)準めに部掲　る合七超五　は出準七ル超二は出準三ル超三百に書内三ぞ　あ算次共面にりとす(2)準　す適万超五
百れのるさ明項た及省る応分げ七場証千え千　す適千以え千　す適千以え百円あ類認の百れ　っ定エ用積掲作をる及省七る合六え千
平次区非れすにだび令額じにる万合明円る平　四る合五内五平一る合八内二平　っを定も平次区分床のてしネ部げ成証事び令万場証千る平
方に分住たる適し同第　関申六に書も方　万場証百の千方万場証百の千方　て提基の方に面はてル分当るさ明項同第六合明円も方
メ定に宅書方合書号十　そす請千に類認のメ　二合明円も平メ九合明円も平メ　は出準　メ定に積いギの該住れすに号十千に書のメ
ーめ応部類法すにロ条　れるに円あを定　ー　千に書の方ー千に書の方ー　す適三ーめ応当なー誘住宅たる適ロ条円あ類認　ー
トるじ分　にる規(1)第　ぞ書係　っ提基十ト　四あ類認　メト円あ類認　メト　八る合万トるじを該い消導宅部書方合(2)第　っを定二ト
ル額の次よこ定又一　れ類る　て出準四ル　百っを定九ール　っを定五ール　千場証千ル額除共場費基部分類法すに二　て提基十ル

(ロ)

ａるじ分　にる規号　　g　　f　　e　　d　　c　　b
す適千以　額の次よこ定イ基あを定八ト　二に書　メを　て提基十トを　て提基十トを　は出準四ル超　は出準六ルを　はす適万以
る合三内三　そ床にりとす(2)準っ提基十ル二千あ類認七ー超一は出準一ル超五は出準九ル超二す適万以え千す適万以超三る合五内
場証百の百　れ面掲作をる及省て出準二を万円っを定十トえ万　す適万以え千　す適万以え千二る合八内二平一る合九内え百八場証千の
明円も平　ぞ積げ成証事び令は適万超五　て提基ール二平十る合二内一平七る合七内五平万場証千の千方万場証千の千平千合明円も
合書の方　れのるさ明項同第、す合五え千　は出準二以万方二場証千の万方万場証千の千方五合明円も平メ千合明円も平方八に書の
に類認　メ　次区非れすに号十る証千る平　す適万内五メ万合明円も平メ六合明円も平メ千に書の方ー千に書の方メ百あ類認
あを定八ー　に分住たる適ロ条九場明円も方　十る合三の千ー円に書の方ー千に書の方ー二あ類認　メト五あ類認　メー円あを定二
っ提基万ト　定に宅書方合(2)第万合書のメ　五場証千も平ト　あ類認　メト円あ類認　メト百円っを定三ールっを定二ート　っ提基十
て出準二ル　め応部類法すに一に類認　ー　万合明円の方ル　っを定六ール　っを定四ール　て提基十トを　て提基十トル　て出準一

5

イれる申

(2)　(1)じにに合だ(1)　次書請非

もえ　はを（の　、掲よすし及基に類に住

の千三、提認も三そげりる書び準定の係宅　g　f　e　d　c　b

二平百八出定の百れる作こに同省め区る建て提基四ト　て提基　メを　は出準十トを　て提基十トを　はす適万ル超　は出準四ルを　は、

二十方平千す基　平ぞ床成と規号令る分非築は出準十ル二は出準三ー超一、す適九ル超五は出準二ル超二、る合八以え千、す適千以超三

十六メ方八る準二方れ面さを定ロ第額に住物、す適一を万、す適十トえ万十る合万以え千、す適万以え千二場証千内二平一る合八内え百八

九万ートー円合合一ーにのた明る又条　じ部次九場証千え千五万十る合五ル二平二場証千内一平七る合三内五平五合明円の千方万場証百の千平千

千ルト）に証万ト定区書す事は第　、分に万合明円る平二合明円内五メ円に書（も平メ六合明円も平メ千に書（も平メ千に書（の方メ百

円以ル　あ明五ルめ分類る項同一　そに掲円に書（も方二に書（の千ー）あ類認の方ー千に書（の方ー三あを定　メト五百あ類認　メー円）

（内を　っ書千以るに　方に号号　れ関げ）あ類認のメ　ー円）っを定の方ル　て提基二ル）っを定二ル）て提基十ル円）て出準三トを）て提基万トル

認の超　て類円内額応次法適たイ　ぞする　っを定　ー

ロ

(4)　(3)　(2)　(1)定区書す事(2)　(7)　(6)　(5)　(4)　(3)

を（のえ　二出定も二　はを（もえ　はを（の　め分類る項及基あ明五を　あ書千以え　はを（のえ　はを（のえ　はを（も二　一出定

提認も五二万す基の千千、提認の千三、提認も三るに　方にび準っ書千超二っ類円内二一、提認も一五、提認も五二、提認の千千万す基

出定の千千五る準　平平一出定　平百八出定の百額応次法適同省て類円え万てを（の万万十出定の万千七出定の千千二出定　平平五る準

す基　平平千場適十方万す基十方平千す基　平　じにに合号令はを（る五は提認も五平二す基　平平万す基　平平万す基三方千場適

る準二方方三合合三メメ五る準万メ方八る準八方　、掲よすロ第、提認も千、十出定の千方万る準六方方六る準四方方五る準十メメ五合合

場適十メメ百に証万ーー千場適四ーメ百場適万メ　そげりる(2)十十出定の平五万す基　平メ円場適十メメ千場適十メメ千場適四ート百に証

合合二ーー円あ明八トト五合合千ート円合合二ー　れる作こに条九す基　方ー）合合一ーー円合合九ーー三合合万トト円あ明

に証万トト）っ書千ルル百に証ルト）に証千ト　ぞ床成と規第万る準八メ十ー）に証万トト）に証万トト百に証ルル）っ書

あ明三ルル　て類円以を円あ明八以ル　あ明三ル　れ面さを定一円場適十ーー千合合二ール　あ明二ルル　あ明七ルル円あ明八以を　て類

っ書千以を　はを（内超）っ書百内を　っ書百以　次積れ証す号）合合二ト円）証万トを　っ書千以を　っ書千以を）っ書千内超　はを

て類円内超　、提認のえ　て類円の超　て類円内　にのた明るイ　に証万ル）に明三ル超　て類円内超　て類円内超　て類円のえ　、提

三百五　建築物省エネルギー法第三十六条第一項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定を申請する者	
申請するとき	
次に掲げる建築物の区分に応じ、第三項の省エネルギー法第三十六条第一項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を申請するときは、次に掲げる建築物の区分に応じ、次の表に掲げる建築物の区分に応じ、次の表に掲げる建築物の区分に応じ、次の表

イ　(1)ただし書に規定する応募者たる法人が提出する書類は、同号ロ(1)に掲げる書類（当該法人が提出する場合にあつては、同号ロ(1)に掲げる書類に代えて、同号ロ(2)に掲げる書類）とする。

(2)

(イ)内閣総理大臣は、三百平方メートル以上の宅地を認定基準適合証明書に係る宅地とする場合にあつては、四千四百円（認定基準適合証明書に係る宅地とする場合にあつては、七千七百円）を提出する場合にあつては、三千百平方メートル以上の宅地を認定基準適合証明書に係る宅地とする場合にあつては、七千七百円（認定基準適合証明書に係る宅地とする場合にあつては、四千四百円）を提出する場合にあつては、二千平方メートル以上の宅地を認定基準適合証明書に係る宅地とする場合にあつては、二千平方メートル以上の宅地を認定基準適合証明書に係る宅地とする場合にあつては、一万二千平方メートル以上の宅地を認定基準適合証明書に係る宅地とする場合にあつては、一万六千平方メートル以上の宅地を認定基準適合証明書に係る宅地とする場合にあつては、百平方メートル以上の宅地を認定基準適合証明書に係る宅地とする場合にあつては、三千百平方メートル以上の宅地を認定基準適合証明書に係る宅地とする場合にあつては、四千百円（認定基準適合証明書に係る宅地とする場合にあつては、七千七

(2)

(ｲ)次の非

c　万ル超　四以え千　千内二平円の千方(も平メ認の方ー百ー定　メト円基十ー ル)　準七トを

b　はす適万ルを　千場証千以　千場証百内三合明円内二合四以超三四合明円内二合四内え百百に書〈の百円千に書〈の千方千場証百の千平円あ類認も平メ七合明円も平方〉っを定の方書〈も平方〉っを定の方ー百に書〈の方メ　て提基　メ　は出準十ー め応部類法すにロ条あを定　メー　は出準十ー め応部類法すにロ条ー つ提基十ー ト　て出準三トル　す適万トるじ分　にる規(1)第　四る合七ル額〉の次よこ定又一

a　そ床にりとすは号　に区住次れ面掲作をる同イ基定分宅に二る合八を　千場証百以　額〉床次よこ定イ基二る合八を　二る合千る面にりとす(2)準千場証千超二千場証百積げ成証事ぞ令百に書〈る平円あ類認も平　ぞのるさ明項同第円あ類認も方円)あ類認の方れ区住れすに号十　っを定のメ　っを定の方定に部書方合(2)第　は出準一ト　は出準七ー に分宅たる適ロ条　て提基　ー　て提基め応分類法すに二　す適万ル　す適千ト　二る合二ル　す適千ル　額〉の次よこ定又一　れ類る

(ｲ)次の非

b　万ル超　四以え千　千内二平円の千方千場証千内え百百に書〈の百円千に書〈の千方千場証百の千平円あ類認も平メ七合明円も平方〉っを定の方書〈も平方〉っを定の方ー百に書〈の方メ　て提基　メ　は出準十ー め応部類法すにロ条あを定　メー　は出準十ー め応部類法すにロ条ー つ提基十ー ト　て出準三トル　す適万トるじ分　にる規(1)第　四る合七ル額〉の次よこ定又一　れ類る

a　るじの　にる規号　床次よこ定イ基二る合八を　二る合千る面にりとす(2)準千場証千超二千場証百積げ成証事ぞ令百に書〈る平円あ類認も平　ぞのるさ明項同第円あ類認も方円)あ類認の方れ区住れすに号十　っを定のメ　っを定の方定に部書方合(2)第　は出準一ト　は出準七ー に分宅たる適ロ条　て提基　ー　て提基め応分類法すに二　す適万ル　す適千ト　二る合二ル　す適千ル　額〉床次よこ定イ基二る合八を　二る合千る面にりとす(2)準千場証千超二千場証百積げ成証事ぞ令百に書〈る平円あ類認も平　ぞのるさ明項同第円あ類認も方円)あ類認の方れ区住れすに号十　っを定のメ　っを定の方定に部書方合(2)第　は出準一ト　は出準七ー に分宅たる適ロ条　て提基　ー　て提基め応分類法すに二　す適万ル　す適千ト　二る合二ル　す適千ル　額〉の次よこ定又一　れ類る

(ﾛ)

c　一る合九ル超　万場証千以え千　二合明円内二平円て提基　メト円)は出準六ー ル)　す適万トを

b　は出準二ルを　千場証百以　額〉の次よこ定イ基円あを定四ト　円あを定　メを　は出準十トを　て提基十トを　はす適千以超三四合明円内三　そ床にりとす(2)準)っ提基十ル二)っ提基三ー超一〉す適万ル超五は出準四ル超二一)る合七る合四内え百百に書〈の百　れ面掲作をる及省　て出準一を万　て出準十トえ万六る合六以え千　す適万以え千一万)場証千に書〈の千方千場証百の千平円あ類認も平　ぞ積げ成証事び令　は、す適万超五　は、す適六ル二平万場証千内一平三る合八内五平万)合明六あ類認も平メ七合明円も平方〉っを定の方　れのるさ明項同第　、る合二え千　、る合万以万方円合明円の万方万場証千の千方一千)に書類百っを定の方ー百に書〈の方メ　て提基　メ　次区非れすに号十　九る証千る平　七る証千内五メ)に書〈も平メ八合明円も平メ十一六あ円て提基　メト円あ類認　メー　は出準四ー　に分住たる適ロ条　場明円も方　万場明円の千ー　あ類認の方ー千に書〈の方ー百円)は出準六ー ル)　っを定五ー ト　す適万ト　定に宅書方合(2)第　五合書〈のメ　六合書〈も平ト　っを定　メト円あ類認　メト百円)っを提す適万トを　て提基万トル　四る合千ル　め応部類法すに一　千に類認　ー　千に類認の方ル　て提基三ー ル)　っを定二ー ル)　て出

(ﾛ)

c　一る合九ル超　万場証千以え千　二合明円内二平円千に書〈の千方千場証百六あ類認も平メ七合明円百っを定の方ー百に書〈の方メ　て提基　メ円て提基　メト円)は出準六ー ル)　す適万トを

b　は出準二ルを　千場証百以　額〉の次よこ定イ基円あを定四ト　円あを定　メを　は出準十トを　て提基十トを　はす適千以超三四合明円内三　そ床にりとす(2)準)っ提基十ル二)っ提基三ー超一〉す適万ル超五は出準四ル超二一)る合七る合四内え百百に書〈の百　れ面掲作をる及省　て出準一を万　て出準十トえ万六る合六以え千　す適万以え千一万)場証千に書〈の千方千場証百の千平円あ類認も平　ぞ積げ成証事び令　は、す適万超五　は、す適六ル二平万場証千内一平三る合八内五平万)合明六あ類認も平メ七合明円も平方〉っを定の方　れのるさ明項同第　、る合二え千　、る合万以万方円合明円の万方万場証千の千方一千)に書類百っを定の方ー百に書〈の方メ　て提基　メ　次区非れすに号十　九る証千る平　七る証千内五メ)に書〈も平メ八合明円も平メ十一六あ円て提基　メト円あ類認　メー　は出準四ー　に分住たる適ロ条　場明円も方　万場明円の千ー　あ類認の方ー千に書〈の方ー百円)は出準六ー ル)　っを定五ー ト　す適万ト　定に宅書方合(2)第　五合書〈のメ　六合書〈も平ト　っを定　メト円あ類認　メト百円)っを提す適万トを　て提基万トル　四る合千ル　め応部類法すに一　千に類認　ー　千に類認の方ル　て提基三ー ル)　っを定二ー ル)　て出

3

イに類請

(1)ぞく該いネ共の書す事(1)　定のに共
　　共なル用床類る項及基め区係同
　　用いギ部面　方にび準る分る住
　　場ー分積次法適同省額に住宅
　　合消の（にに合号令　応宅等
　　区分に費誘当掲よすロ第　じ部
　　部分のあ量導該げりる(1)十　、分次九
　　に応っを基住る作こに条　そにに万
　　床面て算準宅住成と規第　れ関掲五
　　じ　積は定一部宅さを定二　ぞすげ千
　　　を、し次分部れ証す号　れるる円
　　　れ除当てエの分た明るイ　次書申）
　　　　　　　　　　　　　　　っを定　ー

(2)　はを（のえ　九出定のえ　はを（の　れ）
　　、提認も五二千す基も二三　、提認も三次
　　二出定の千千五る準の千百四出定の百に
　　万す基　平平百場適　平平千す基　平定
　　千る準九方方円合合五方方四る準三方め
　　二場適万メメ）に証万メメ百場適万メる
　　百合合二ーー　あ明四ーー円合合二ー額
　　円に証千トト　っ書千トト）に証千ト
　　）あ明五ルル　て類円ルル　あ明六ル
　　　っ書百以を　はを（以を　っ書百以
　　　て類円内超　、提認内超　て類円内

(3)　はを（のえ　九出定のえ　はを（の　れ）
　　、提認も五二千す基も二三　、提認も三次
　　二出定の千千五る準の千百四出定の百に
　　万す基　平平百場適　平平千す基　平定
　　千る準九方方円合合五方方四る準三方め
　　二場適万メメ）に証万メメ百場適万メる
　　百合合二ーー　あ明四ーー円合合二ー額
　　円に証千トト　っ書千トト）に証千ト
　　）あ明五ルル　て類円ルル　あ明六ル
　　　っ書百以を　はを（以を　っ書百以
　　　て類円内超　、提認内超　て類円内

g　円）
　　っ提基十ー超一、す適万を万
　　て出準七トえ万六る合五以え千三場
　　はす適万ル二平万場証千内一平万合
　　る合五以万方円合明円の万方八に書（の千方
　　証千内五メ）に書（も平メ千あ類認も平メ
　　明円の千ー　あ類認の方ー円）を定の方ー
　　場　　っを定　メト）っ提基　メト
　　合書（も平ト　て提基十ール　て出準十ール
　　に類認の方ル
　　千

f　メを
　　超五、る合万ル超二
　　ー三場証千以え千
　　ー平万合明円内五平
　　方八に書（の千方
　　メ千あを定の方ー
　　ー円）つ提基　メト
　　て提基十ール　て出準十ール

e　は出準四トを　はす適一トを
　　超五、る合万ル超二
　　ー三場証千以え千
　　ー平万合明円内五平
　　方八に書（の千方
　　メ千あを定の方ー
　　ー円）つ提基　メト
　　て提基十ール　て出準十ール

d

4

イに請

(1)め分住請　定の複
　　るに宅　住め区合て類円え　はを（のえ　はを（の　れ）
　　に部応部次宅る分建はを（る五、提認も五二、提認も二三、提認も三次
　　三定分分に量基宅宅れ明事及準　じ分に部額に築、提認も千二出定の千千九出定の千百四出定の百に
　　百めにのあを準部部たす項び省　、に掲分　応物三出定の平万す基　平平千す基　平定
　　平る応床っ算一分分書るに同令　そ関げを　じ　万す基　方千る準四方方五る準二方方四る準一方め
　　方額じ面て定次のの類方適号第　れする対　、次八る準七メ二場適万メメ百場適万メメ百場適万メる
　　メ　、積はしエ共床　法合ロ十　ぞる申象　そに千場適万ー百合合八ーー円合合六ーー円合合五ー額
　　ー　そを、てネ用面次にす(1)条　れ書請と　れ掲円合合三ト円に証千トト）に証千トト）に証千ト　じ
　　ト　れ除当いル部積によるに第　次類にし　ぞげ）に証千ル）あ明七ルル　あ明九ルル　あ明五ル　、積
　　ル　ぞく該なギ分（掲りこ規二　にの係た　れる　あ明五を　っ書百以を　っ書百以を　っ書百以　そを、し次分部れ証す号
　　以　れ）共いーの当げ作と定号　定区る申　次申　っ書百超　て類円内超　て類円内超　て類円内　れ除当てエの分た明るイ　て類円超

ロ

(1)ぞく該いネ共の書す事(2)　　(4)
　　共なル用床類る項及基はを（え
　　用いギ部面　方にび準、提認る五
　　場ー分積次法適同省三出定も千
　　合消の（にに合号令万す基の平
　　区分に費誘当掲よすロ第八る準　方
　　部分のあ量導該げりる(2)十千場適十メ
　　に応っを基住る作こに条円合合三ー
　　床面て算準宅住成と規第）に証万ト
　　じ　積は定一部宅さを定二　あ明三ル
　　　を、し次分部れ証す号　っ書千を
　　　れ除当てエの分た明るイ　て類円超

(2)　はを（のえ　はを（の　れ）
　　、提認も五二、提認も二三、提認も三次
　　二出定の千千九出定の千百四出定の百に
　　万す基　平平千す基　平定
　　千る準四方方五る準二方方四る準一方め
　　二場適万メメ百場適万メメ百場適万メる
　　百合合六ーー円合合五ー額
　　円に証千トト）に証千ト
　　）あ明九ルル　あ明五ル
　　　っ書百以を　っ書百以
　　　て類円内超　て類円内

(3)　はを（のえ　はを（の　れ）
　　、提認も五二、提認も二三、提認も三次
　　二出定の千千九出定の千百四出定の百に
　　万す基　平平千す基　平定
　　千る準四方方五る準二方方四る準一方め
　　二場適万メメ百場適万メメ百場適万メる
　　百合合六ーー円合合五ー額
　　円に証千トト）に証千ト
　　）あ明九ルル　あ明五ル
　　　っ書百以を　っ書百以
　　　て類円内超　て類円内

(4)　はを（え
　　、提認る五
　　三出定も千
　　百合合三ー
　　円に証万ト
　　）あ明三ル
　　　っ書千を
　　　て類円超

(ｲ)次の用場消誘該る成をすイ
　　に区部合費導住住さ証る(1)基額
　　三定分分に量基宅宅れ明事及準
　　百めにのあを準部部たす項び省
　　平る応床っ算一分分書るに同令
　　方額じ面て定次のの類方適号第
　　メ　、積はしエ共床　法合ロ十
　　ー　そを、てネ用面次にす(1)条
　　ト　れ除当いル部積によるに第
　　ル　ぞく該なギ分（掲りこ規二
　　以　れ）共いーの当げ作と定号

(2)

(ｲ)次の用場消誘該る成をすイ

に区部合費導住住さ証る(2)基円に明千超　二合証五以超　あ書円以超　円に明百内

に定分分に量基宅宅れ明事及準〉あ書円え五百に明百内え二っ類〈内え三〉あ書円の

三定分分に量基宅宅れ明事及準〉あ書円え五百に明百内え二っ類〈内え三〉あ書円の

百めにのあを準部部たす項び省　っ類〈る千円〉あ書円の五千てを認の二百　っ類〈もの

っ類〈も千平　てを認の平る応床っ算一分分書るに同令　てを認も平〉っ類〈も千平は提定も千平　てを認の

てを認の平る応床っ算一分分書るに同令　てを認も平〉っ類〈も千平は提定も千平　てを認の

方額じ面てて定次のの類方適号第　は提定の方　は提定　方メ　、九　は提定　方メ　は提定　方メ　は提定　方メ

ハ

(1)額申

(イ)に区住　　請建　　(ト)　　(ヘ)　　(ホ)　　(ニ)　　(ハ)　　(ロ)　　(イ)に区る成をすイ
規号　定分宅次　　築五場合万ル　六場合万ト超　に明千以超　あ書円以超　百あ類（内え　円）に明百内超　あ類（内　定分非さ証る(2)
定イ基めに部に　次物千合証五を二千合証五ルえ一あ書円内え五っ類（の五千）っを認も千平　っ類（も千百て　っを認の三めに住れ明事及
す(1)準る応分掲　に全円に明千超万円に明千以二万っ類（の一千てを認の五千　て提定も平方　て認の平平は　提定も百る応宅たす項び
る及省額じにげ　掲体）あ書円え五）あ書円内万平てを認も万平は）を提定も千平　は出基の平方　てを認の平平は　出基の平額じ部書るに同
事び令　、関る　げを　っ類（を認も平方　てを認の平方メ　ては出準　方メ　は提定　方方　す準　方　、分類方適号
項同第　そす申　る対　てを提定の方　は提定の平メ　、出基　方メ　一す適十メ　一万適四メ　千る適四メ　その　法合ロ
に号十　れる請　額象　は　す準十メ　す準十メ　す準十メ　る適十メ　二る場合一ト　千合万ト　千る場合万ト　れ床次にす(2)
適ロ条　ぞ書に　のと　、出基　メ　、出基　方ト　七ト　七ル　七ル　七ル　七ル　合証九ル　千合証千ト　ぞ面によるに
合(1)第　れ類係　合し　九す準二ー　万る適七ー　万る適四ト　万合万ト　千合明千ル　千合明百ル　六に書円以　百合証四以　に書円以　れ積掲りこ規
すに二　次のる　計た　万る適十ト　万合証五ル　六に書円以超　百合証四以を　に書円以　次のげ作と定

b　　a そく用合量準分の　にる規号　　(ロ)　　d　　c　　b　　a そく用合量準分の　にる
万トを　はす適千以　れ。部にを一の床次よこ定イ基はす適万を　て提基万トを　はす適万トを　はす適千以　れ。部にを一の床次よこ
六ル超三、る合五内三ぞ　あ算次共面にりとす(2)準、る合三超五は　出準二ル超二、る合四ル超三、る合六内三ぞ　あ算次共面にりと
千以え百四場証百の百れ　っ定エ用積掲作をる及省三場証千え千、す適千以五千九場証千以え百四場証百の百れ　っ定エ用積掲作を
九内二平千合明円も平次　てしネ部（げ成証事び令万合明円る平万二合証百の千方千合証千以え千九場証千以え百四場明円の平次　てしネ部（げ成証
百の千方四に書（の方に分　はてル分当るさ明項同第八に書（類認のメ十二場証百の千方五合証千以五千合証千以え百四場明円の平次　はてル分当るさ明
円も平メ百（類認　メ定　、いギの該住れすに号十千類認のメ二に書（も平メ百に書（類認　メ定　、いギの該住れす
（の方ー円）あを定一ー応積当なー誘宅たる適ロ条円）あを定　ー百円）の方ー円）あを定三

(2)

(イ)次の非

e 準十トを　て提基十トを　
適万ル超五は出準四ル超二
合六以え千　`す適万以え千
証千内一平三る合八内五平
明円の万方万場証千の千方
書（も平メ八合明円も平メ
類認の方ー千に書（の方ー
を定　メト円あ類認　メト
提基三ー ル）っを定二ー ル）

d はす適万ル超　
はす適万ルを　
る合四以え千　`る合四以超三四合明円内三
証千内二平七場証千内え百百に書（の百れのるさ明項た及省る応分げ
万合明円の千方千合明円の千平円あ類認も平次区非れすにだび令額じにる万場証百る平
に書（も平メ七に書（も平方）っを定の方に分住たる適し同第　`関申八合明円も方
千に類認の方ー百に類認の方メ　て提基　メ定に宅書方合書号十　そす請千に書（のメ
公あを定　メト円あを定　メー　は出準十ーめ応部類法すにロ条　れるに円あ類認　ー
百っ提基十ー ル）っ提基十ー ト　`す適万トるじ分　にる規(1)第　ぞ書係）っを定七ト
円て出準七トを　て出準三トル　四る合七ル額`の次よこ定又一　れ類る　て提基万ル）っを定四ー ル）っを

d 準十トを　て提基十トを　
適万ル超五は出準四ル超二
合六以え千　`す適万以え千
証千内一平三る合八内五平
明円の万方万場証千の千方
書（も平メ八合明円も平メ
類認の方ー千に書（の方ー
を定　メト円あ類認　メト
提基三ー ル）っを定二ー ル）

c 準十トを　て提基万トを　
適万ル超五は出準八ル超二は出準
合六以え千　`す適千以え千　`す適
証千内一平三る合七内五平九る合
明円の万方万場証百の千方千場証
書（も平メ五合明円も平メ五合明
類認の方ー百に書（の方ー百に書
を定　メト円あ類認　メト円あ類
提基三ー ル）っを定四ー ル）っを

b 千場証千以　
はす適万ルを　
る合四以超三四合明円内三
証千内え百百に書（の百
明円の千平円あ類認も平
書（も平方）っを定の方
類認の方メ　て提基　メ
を定　メー　は出準十ーめ
ト円あ類認　メー　`す適万
っ提基十ー ト　
っ提基十ー ル）
て出準三トル　

a そ床にりとすは号　
れ面掲作をる同イ基定分宅には出準三を　て提基万トを　て提基
ぞ積げ成証事号(1)準めに部掲`す適千超五は出準八ル超二は出準
れのるさ明項た及省る応分げ三る合五え千二`す適千以え千　`す適
平次区非れすにだび令額じにる万場証百る平二る合七内五平九る合
方に分住たる適し同第　`関申八合明円も方　万場証百の千方千場証
円住たる適し同第　`関申八合明円も方　万場証百の千方千場証
次区非れすに号十　そす請千に書（のメ千二合明円も平メ五合明
に分住たる適ロ条　れるに円あ類認　ー云に書（の方ー百に書
定に宅書方合(2)第　ぞ書係）っを定七ト百あ類認　メト円あ類
め応部類法すに一　れ類る　て提基万ル）っを定四ー ル）っを

(ロ)

f は出準四トを　
一`す適万ル超五
万六る合五以え千三場
平万場証千内一平万合
方円合明円の万方八に
メ）に書（も平メ千に
ー　あ類認の方ー円あ
ト　っを定　メト）っ
ル　て提基十ー ル　

e はす適一トを　
`る合万ル超二万場
証千以え千　`す適千以超三
明円内二平七る合四内え百
に書（の千方千場証百の平
類認も平メ七合明円も平方
百っを定の方ー百に書（の方メ
ー円て提基　メト円あ類認　メー
っを定　メト）っ提基　メト）
て出準十ー ル　`す適万トを　て提基万トル

d 一る合九ル超　
二万場証千以え千
明円内五平千に書（の千方千場証百の平
類認も平メ七合明円も平方）っを定の方
ー円て提基　メト円あ類認　メー　は出準四ー
ー円あを定の方ー円て提基　メト円あ類認　メー　は出準四ー
っ提基　メト）は出準六ー ル）っを定五ー ト　`す適万ト
て出準十ー ル　`す適万トを　て提基万トル　四る合千ル

c は出準二ルを　
`す適千以超三四合明円内三
証千内え百百に書（の百
類認も平方）っを定の方
百に書（の方メ　て提基　メ
ー円あ類認　メー　は出準四ー
ー円て提基　メト円あ類認　メー
っを定　メト）っ提基　メト）
て出準六ー ル）っを定五ー ト　
て提基万トル　四る合千ル

b 千場証百以　
額`の次よこ定イ基円あを定四ト　円あを定　メを　は出
そ床にりとす(2)準）っ提基十ル二）っ提基三ー超一`す
れ面掲作をる及省　て出準一を万　て出準十トえ万六る
ぞ積げ成証事び令　は`す適万超五　は`す適六ル二平万場
れのるさ明項同第　`、る合二え千　`、る合万以万方円合
次区非れすに号十　九る証千る平　七る証千内五メ）に
に分住たる適ロ条　万場明円も方　万場明円の千ー　あ
定に宅書方合(2)第　五合書（のメ　六合書（も平ト　っ
め応部類法すに一　千に類認　ー　千に類認の方ル　て

a るじ分　にる規号
f は出準四トを　
一`す適万ル超五
万六る合五以え千三場
平万場証千内一平万合
方円合明円の万方八に
メ）に書（も平メ千に
ー　あ類認の方ー円あ
ト　っを定　メト）っ
ル　て提基十ー ル　

e はす適一トを　
`る合万ル超二万場
証千以え千　`す適千以超三四合明円内三
明円内二平七る合四内え百百に書（の百
に書（の千方千場証百の平平円あ類認も平
類認も平メ七合明円も平方）っを定の方
百に書（の方メ　て提基　メ
ー円あ類認　メー　は出準四ー
ー円て提基　メト円あ類認　メー
っを定　メト）っ提基　メト）
て出準十ー ル　`す適万トを　て提基万トル

d 一る合九ル超　
二万場証千以え千
明円内五平千に書（の千方千場証百の平
六あ類認も平メ七合明円も平方）っを定の方
ー円て提基　メト円あ類認　メー　は出準四ー
ー円あを定の方ー円て提基　メト円あ類認　メー
っ提基　メト）は出準六ー ル）っを定五ー ト　`す適万ト
て出準十ー ル　`す適万トを　て提基万トル　四る合千ル

c は出準二ルを　
`す適千以超三四合明円内三
証千内え百百に書（の百
類認も平方）っを定の方
百に書（の方メ　て提基　メ
ー円あ類認　メー　は出準四ー
ー円て提基　メト円あ類認　メー
っを定　メト）っ提基　メト）
て出準六ー ル）っを定五ー ト　
て提基万トル　四る合千ル

b 千場証百以　
額`の次よこ定イ基円あを定四ト　円あを定　メを　は出
そ床にりとす(2)準）っ提基十ル二）っ提基三ー超一`す
れ面掲作をる及省　て出準一を万　て出準十トえ万六る
ぞ積げ成証事び令　は`す適万超五　は`す適六ル二平万場
れのるさ明項同第　`、る合二え千　`、る合万以万方円合
次区非れすに号十　九る証千る平　七る証千内五メ）に
に分住たる適ロ条　万場明円も方　万場明円の千ー　あ
定に宅書方合(2)第　五合書（のメ　六合書（も平ト　っ
め応部類法すに一　千に類認　ー　千に類認の方ル　て

5

(1)じにに合だ(1)　次書請非
　　イれる申
　　g
　　ロ

(1)定区書す事(2)　基あ明二
　　め分類る項及　準っ書千
　　類　方にび　準て類円
　　応次法適同省て　令はを〈提認
　　じにに合号令はを〈認
　　掲よすロ第〈提出定
　　そげりる(2)十九出定
　　れる作こに条方す基
　　ぞ床成と規第五る準
　　れ面さを定一千場適
　　次積れ証す号円合合
　　にのた明るイ〕に証

(2)　四出定の
　　千三千す基
　　百四る準
　　平百場適
　　合合十方
　　に証万メ
　　あ明千ー
　　て類円ル
　　はを〈内
　　掲認内超
　　て類円の超

(3)　はを〈もえ
　　掲認の千
　　平平七出定
　　メメ七る準
　　ー　ー百場適
　　合合二千
　　に証万ー
　　あ明四以ル
　　っ書百内を
　　て類円の超

(4)　万す基も二
　　二る準の千千
　　千千場適　平
　　平平六合合六方
　　方百に証万メ
　　メメ円）ー
　　ー　っ書千トト
　　ト　て類円ルル
　　ル　はを〈以を
　　を　掲認内超
　　以　一出定のえ

(5)　三出定のえ
　　一五万す基も
　　万千八る準の
　　方千千場適　平
　　方円合合十方
　　メ　に証一メ
　　ー　あ明万ー
　　ト　っ書千ト
　　ル　て類円ル
　　を　はを〈以
　　以　掲認内超
　　内　一出定のえ

(6)　はを〈のえ
　　掲認も一
　　出定の万
　　す基　平
　　る準　平
　　場適十方
　　合合方ー
　　に証万ー
　　あ明五ト
　　っ書千ル
　　て類円内超

(7)　て類円以え
　　二はを〈内
　　万　掲認の
　　七出定も
　　五平万す
　　六る準　平
　　出　場適十方
　　す基　合合
　　の千方円）
　　平六る準　平
　　方千場適三方
　　円合合十メ
　　に証六ー
　　あ明万ト
　　っ書千ル超

(1)　次書請非
　　イれる申
　　g
　　ロ

(1)定区書す事(2)　基あ明二
　　め分類る項及　準っ書千
　　類　方にび　準て類円
　　応次法適同省て　令はを〈提認
　　じにに合号令はを〈認
　　掲よすロ第〈提出定
　　そげりる(2)十九出定
　　れる作こに条方す基
　　ぞ床成と規第五る準
　　れ面さを定一千場適
　　次積れ証す号円合合
　　にのた明るイ〕に証

(2)　四出定の
　　千三千す基も
　　百四る準の
　　平百場適　平
　　合合四方
　　に証万メ
　　あ明千ー
　　て類円ル
　　はを〈内
　　掲認内超
　　て類円の超

(3)　はを〈もえ
　　掲認の千
　　平平七出定
　　メメ七る準
　　ー　ー百場適
　　合合二千
　　に証万ー
　　あ明四以ル
　　っ書百内を
　　て類円の超

(4)　万す基も二
　　二る準の千千
　　千千場適　平
　　平平六合合六方
　　方百に証万メ
　　メメ円）ー
　　ー　っ書千トト
　　ト　て類円ルル
　　ル　はを〈以を
　　を　掲認内超
　　以　一出定のえ

(5)　三出定のえ
　　一五万す基も
　　万千八る準の
　　方千千場適　平
　　方円合合十方
　　メ　に証一メ
　　ー　あ明万ー
　　ト　っ書千ト
　　ル　て類円ル
　　を　はを〈以
　　以　掲認内超
　　内　一出定のえ

(6)　はを〈のえ
　　掲認も一
　　出定の万
　　す基　平
　　る準　平
　　場適十方
　　合合方ー
　　に証万ー
　　あ明五ト
　　っ書千ル超
　　て類円内超

(7)　て類円以え
　　二はを〈内
　　万　掲認の
　　七出定も
　　五平万す
　　六る準　平
　　出　場適十方
　　す基　合合
　　の千方円）
　　平六る準　平
　　方千場適三方
　　円合合十メ
　　に証六ー
　　あ明万ト
　　っ書千ル超

第二条第一項の表三百六の項１イ中「第一条第一項第二号イ(1)(i)」を「第一条第一項第二号イ(1)」に改め、同項１ロ中「第一条第一項第二号イ(2)(i)」を「第一条第一項第二号イ(2)」に改め、同項２イ(1)中「第一条第一項第二号イ(1)(i)」を「第一条第一項第二号イ(1)」に、「住戸の部分」を「住宅部分」に改め、同項２イ(2)中「第一条第一項第二号イ(2)(i)」を「第一条第一項第二号イ(2)」に、「住戸の部分」を「住宅部分」に改め、同項２イ(3)中「住戸の部分」を「住宅部分」に改め、同項３イ中「第一条第

一項第二号イ(1)(ii)」を「第一条第一項第二号イ(1)」に改め、同項３ロ中「第一条第一項第二号イ(2)(ii)」を「第一条第一項第二号イ(2)」に改め、同項４イ(1)中「第一条第一項第二号イ(1)(ii)」を「第一条第一項第二号イ(1)」に改め、同項４イ(2)中「第一条第一項第二号イ(2)(ii)」を「第一条第一項第二号イ(2)」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一　第二条第一項の表二百九十五の項、二百九十六の項及び三百四の項から三百六の項までの改正規定　公布の日

二　第二条第一項の表百四十九の項及び百五十二の項の改正規定並びに次項及び附則第三項の規定　公布の日又は令和五年三月二十七日のいずれか遅い日

三　第二条第一項の表百九十一の項の改正規定　令和五年三月三十一日

（経過措置）

2　前項第二号に掲げる規定の施行の日（以下「施行日」という。）前にされた旅券法の一部を改正する法律（令和四年法律第三十三号。以下「改正法」という。）の規定による改正前の旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）第十二条第一項の規定に基づく一般旅券の査証欄の増補の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

3　改正法による改正後の旅券法（以下「新法」という。）第二十条第二項の規定の適用を受ける場合の手数料の規定は、施行日以後にされた発給の申請に基づいて発行された一般旅券が新法第十八条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定によりその効力を失った場合について適用し、施行日前にされた発給の申請に基づいて発行された一般旅券が同項（同号に係る部分に限る。）の規定によりその効力を失った場合については、なお従前の例による。

暴力団排除条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月二十四日

宮城県知事　村　井　嘉　浩

○宮城県条例第十一号

暴力団排除条例の一部を改正する条例

暴力団排除条例（平成二十二年宮城県条例第六十七号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の四号を加える。

十三　青少年　十八歳未満の者をいう。

十四　暴力団排除特別強化地域　多数の県民が来訪し、かつ、暴力団排除活動を推進することが特に必要な次号に規定する営業を営む者の営業所が集合している地域であって、暴力団の活動の状況に照らして、暴力団排除の強化を図り、県民が安心して来訪することができる環境を整備することが特に必要なものとして、別表に掲げる地域その他公安委員会規則で定める地域をいう。

十五　特定営業　次のいずれかに該当する営業をいう。

イ　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号。以下「風適法」という。）第二条第一項に規定する風俗営業

ロ　風適法第二条第五項に規定する性風俗関連特殊営業

ハ　風適法第二条第十一項に規定する特定遊興飲食店営業

ニ　風適法第二条第十三項に規定する接客業務受託営業

ホ　設備を設けて客に飲食させる営業で食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第五十五条第一項の許可を受けて営むもの（風適法第二条第四項に規定する接待飲食等営業又は同条第十一項に規定する特定遊興飲食店営業に該当するものを除く。）

ヘ　風俗案内（次に掲げる行為をいう。以下同じ。）を行うための施設又は設備（不特定多数の者が利用することができるものに限る。以下「風俗案内所」という。）を設け、当該風俗案内所において風俗案内を行う営業

(1)　接待風俗営業（暴力団排除特別強化地域内において営む風適法第二条第一項第一号に規定する営業に該当するものをいう。以下同じ。）又は性風俗特殊営業（暴力団排除特別強化地域内において営む風適法第二条第六項第一号若しくは第二号又は第七項第一号に規定する営業のいずれかに該当するものをいう。以下同じ。）の営業に関する情報のうち次の(イ)から(ハ)までのいずれかに該当するものの提供を受けようとする者の求めに応じ、これを提供する行為

(イ)　営業所の名称、所在地又は電話番号その他の連絡先（風適法第二条第七項第一号に規定する営業に該当するものにあっては、当該営業につき広告若しくは宣伝をする場合に当該営業を示すものとして使用する呼称、受付所（風適法第三十一条の二第一項第七号に規定する受付所をいう。以下同じ。）の所在地又は客の依頼を受けるための電話番号その他の連絡先）

(ロ)　客が受けることができる接待（風適法第二条第三項に規定する接待をいう。以下同じ。）又は提供を受けることができる特殊役務（風適法第二条第六項第一号若しくは第二号又は第七項第一号に規定する役務をいう。以下同じ。）の内容

(ハ)　接待又は特殊役務に従事する者に関する事項

(ニ)　客が接待又は特殊役務の提供を受けることができる時間

(ホ)　客がすることができる遊興又は飲食に関する事項

(ヘ)　客が支払うべき料金

(2)　接待風俗営業又は性風俗特殊営業の客になろうとする者を、これらの営業所若しくは受付所又はこれらを営む者若しくはその代理人、使用人その他の従業者が指定する場所（以下「営業所等」という。）に送り届ける行為

(3)　接待風俗営業又は性風俗特殊営業の客になろうとする者に対し、その者を営業所等に送り届ける者と待ち合わせるための場所を提供する行為

(4)　(2)及び(3)に掲げるもののほか、接待風俗営業又は性風俗特殊営業の客になろうとする者のため、これらを営む者から接待又は特殊役務の提供を受けることについて、代理して契約を締結し、又は取り次ぐ行為

ト　道路その他公共の場所において、不特定の者に対し、次に掲げる行為のいずれかを行う営業（イからヘまでのいずれかに該当するものを除く。）

(1)　イからヘまでのいずれかに該当する営業に関し、客引きをすること。

(2)　イからヘまでのいずれかに該当する営業に関し、人に呼び掛け、又はビラその他の文書図画を配布し、若しくは提示して客を誘引すること。

(3)　イからヘまでのいずれかに該当する営業に係る役務に従事するよう勧誘すること。

(4)　写真又は映像の被写体となる役務であって、対価を伴うものに従事するよう勧誘すること。

十六　特定営業者　特定営業を営む者をいう。

第十五条の次に次の一条を加える。

（祭礼等における措置）

第十五条の二　祭礼、花火大会、興行その他の公共の場所に不特定又は多数の者が特定の目的のために一時的に集合する行事の主催者又はその運営に携わる者は、当該行事により暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとならないよう、当該行事の運営に暴力団又は暴力団員を関与させないなど、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第十八条の次に次の二条を加える。

（暴力団事務所の開設及び運営の禁止）

第十八条の二　暴力団事務所は、次に掲げる施設の敷地（これらの用に供するものと決定した土地を含む。）の周囲二百メートルの区域内においては、これを開設し、又は運営してはならない。

一　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校（大学を除く。）、同法第百二十四条に規定する専修学校（高等課程を置くものに限る。）又は同法第百三十四条第一項に規定する各種学校

二　裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）第二条第一項に規定する家庭裁判所

三　児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の二の二第一項に規定する事業（児童発達支援に係るもの（児童発達支援センターにおいて行うものを除く。）に限る。）を行う施設、同法第七条第一項に規定する児童福祉施設、同法第十二条第一項に規定する児童相談所、同法第二十四条第二項に規定する家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。）を行う施設又は同法第五十九条の二第一項に規定する施設（同項の規定による届出がされた施設（同法第六条の三第十一項に規定する業務を目的とする施設を除く。）に限る。）

四　社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第二十条に規定する公民館

五　図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する図書館

六　博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第二条第一項に規定する博物館又は同法第三十一条第一項に規定する博物館に相当する施設

七　都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条第一項に規定する都市公園

八　更生保護法（平成十九年法律第八十八号）第二十九条に規定する保護観察所

九　少年院法（平成二十六年法律第五十八号）第三条に規定する少年院

十　少年鑑別所法（平成二十六年法律第五十九号）第三条に規定する少年鑑別所

十一　前各号に掲げるもののほか、特にその周辺において青少年に対する暴力団による不当な影響を排除する必要がある施設として公安委員会規則で定めるもの

2　暴力団事務所は、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第一号に規定する第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域及び商業地域（これらの地域から前項に規定する区域を除く。）においては、これを開設し、又は運営してはならない。

3　公安委員会は、前項の規定に違反して暴力団事務所が開設され、又は運営されたときは、公安委員会規則で定めるところにより、当該暴力団事務所を開設し、又は運営する者に対し、当該暴力団事務所の開設又は運営を中止することを命ずることができる。

（暴力団事務所に青少年を立ち入らせることの禁止等）

第十八条の三　暴力団員は、正当な理由がなく、自己が活動の拠点とする暴力団事務所に青少年を立ち入らせてはならない。

2　公安委員会は、暴力団員が前項の規定に違反する行為をしたときは、公安委員会規則で定めるところにより、当該暴力団員に対し、当該行為を中止することを命じ、又は当該行為が中止されるこ

とを確保するために必要な事項を命ずることができる。

3　公安委員会は、暴力団員が第一項の規定に違反する行為をした場合において、当該暴力団員が更に反復して同項の規定に違反する行為をするおそれがあると認めるときは、公安委員会規則で定めるところにより、当該暴力団員に対し、一年を超えない範囲内で期間を定めて、同項の規定に違反する行為を防止するために必要な事項を命ずることができる。

第十九条の次に次の二条を加える。

（特定営業者の禁止行為）

第十九条の二　特定営業者は、暴力団排除特別強化地域における特定営業に関し、暴力団員から、用心棒の役務（法第九条第五号に規定する用心棒の役務をいう。次項及び次条において同じ。）の提供を受けてはならない。

2　特定営業者は、暴力団排除特別強化地域における特定営業に関し、暴力団員に対し、用心棒の役務の提供を受けることの対償として、又は当該営業を営むことを暴力団員が容認することの対償として金品等の供与をしてはならない。

（暴力団員の禁止行為）

第十九条の三　暴力団員は、暴力団排除特別強化地域における特定営業に関し、特定営業者に対し、用心棒の役務の提供をしてはならない。

2　暴力団員は、暴力団排除特別強化地域における特定営業に関し、特定営業者から、用心棒の役務の提供をすることの対償として、又は当該営業を営むことを容認することの対償として金品等の供与を受けてはならない。

第二十条中「前条」を「第十九条」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（調査）

第二十条の二　公安委員会は、第十八条の二第二項若しくは第十八条の三第一項の規定に違反する行為が行われた疑いがあると認めるとき又は第十八条の二第三項、第十八条の三第二項若しくは第三項の規定による命令の履行を確保するために必要があると認めるときは、公安委員会規則で定めるところにより、暴力団排除のために必要な限度において、暴力団員その他の関係者に対し、説明又は資料の提出を求めることができる。

2　公安委員会は、暴力団員が第十八条の二第二項若しくは第十八条の三第一項の規定に違反する行為をした疑いがあると認めるとき又は第十八条の二第三項、第十八条の三第二項若しくは第三項の規定による命令の履行を確保するために必要があると認める場合であって、前項の規定による説明又は資料の提出によってはその目的を達することができないと認めるときは、公安委員会規則で定めるところにより、暴力団排除のために必要な限度において、警察職員に暴力団事務所に立ち入り、物件を検査させ、又は暴力団員その他の関係者に対し、質問させることができる。

3　前項の規定による立入検査をする警察職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4　第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第二十三条の次に次の三条を加える。

（公安委員会の事務の委任）

第二十四条　公安委員会は、第十八条の二第三項又は第十八条の三第二項の規定による命令を警察署長に行わせることができる。

（罰則）

第二十五条　次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一　第十八条の二第一項の規定に違反して暴力団事務所を開設し、又は運営をした者

二　第十八条の二第三項の規定による命令に違反した者

三　相手方が暴力団員であることの情を知って、第十九条の二の規定に違反した者

四　第十九条の三の規定に違反した者

2　第十八条の三第二項又は第三項の規定による命令に違反した者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

3　第二十条の二第二項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

4　第一項第三号の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減軽し、又は免除することができる。

（両罰規定）

第二十六条　法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為を行った場合には、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の罰金刑を科する。

2　法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為について法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

附則に次の一項を加える。

5　第十八条の二第一項及び第二項の規定は、令和五年七月一日以後に開設された暴力団事務所であって、その開設後に同条第一項に規定する区域内又は第二項に規定する地域（以下「禁止区域等」という。）において運営されることとなったものについては、適用しない。ただし、ある暴力団の

ものとして運営されていた暴力団事務所が、禁止区域等において運営されることとなった後に他の暴力団のものとして開設され、又は運営された場合は、この限りでない。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第二条関係）

仙台市青葉区	国分町一丁目、国分町二丁目、国分町三丁目、一番町一丁目、一番町二丁目、一番町三丁目、一番町四丁目、立町、春日町、大町一丁目、大町二丁目、中央一丁目、中央二丁目、中央三丁目、中央四丁目、花京院一丁目
仙台市宮城野区	榴岡一丁目、榴岡二丁目

附　則

（施行期日）

1　この条例は、令和五年七月一日から施行する。

（経過措置）

2　この条例による改正後の第十八条の二第一項及び第二項の規定は、この条例の施行の日前に開設され、又は運営された暴力団事務所（この条例による改正前の暴力団排除条例第二条第六号の暴力団事務所をいう。以下同じ。）については、適用しない。ただし、ある暴力団（同条第二号の暴力団をいう。以下同じ。）のものとして運営されていた暴力団事務所が、この条例の施行の日以後に他の暴力団のものとして開設され、又は運営された場合は、この限りでない。

公安委員会関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月二十四日

宮城県知事　村　井　嘉　浩

○宮城県条例第十二号

公安委員会関係手数料条例の一部を改正する条例

公安委員会関係手数料条例（平成十二年宮城県条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表三十九の八の項の次に次のように加える。

三十九の九　道路交通法第七十五条の十二第一項の規定に基づく特定自動運行の許可を申請する者	申請するとき	七万九千二百円
三十九の十　道路交通法第七十五条の十六第一項の規定に基づく特定自動運行計画の変更の許可を申請する者	申請するとき	七万八千五百円

附　則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月二十四日

宮城県知事　村　井　嘉　浩

○宮城県条例第十三号

事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

事務処理の特例に関する条例（平成十一年宮城県条例第五十四号）の一部を次のように改正する。

第二条の表十一の項マ中「高圧ガス保安法施行令（平成九年政令第二十号）第二十二条第二号から第五号までに掲げる設備又は施設」を「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第百四十九号）第二条第四項に規定する供給設備のうち同条第五項に規定する消費設備に接続しているもの（以下この項において単に「供給設備」という。）、同項に規定する消費設備、同法第三条第二項第三号に規定する貯蔵施設又は同法第三十七条の四第一項に規定する充てん設備のうち供給設備に接続しているもの若しくは同項に規定する経済産業省令で定める所在地にあるもの」に改め、同表十二の項イ中「高圧ガス保安法施行令第二十二条第二号から第五号までに掲げる設備又は施設」を「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第二条第四項に規定する供給設備のうち同条第五項に規定する消費設備に接続しているもの（以下この項において単に「供給設備」という。）、同項に規定する消費設備、同法第三条第二項第三号に規定する貯蔵施設又は同法第三十七条の四第一項に規定する充てん設備のうち供給設備に接続しているもの若しくは同項に規定する経済産業省令で定める所在地にあるもの」に改め、同項中「仙台市　」を削り、同表二十二の二の項中「昭和四十二年法律第百四十九号。」を削る。

附　則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月二十四日

宮城県知事　村　井　嘉　浩

○宮城県条例第十四号

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

住民基本台帳法施行条例（平成十四年宮城県条例第五十一号）の一部を次のように改正する。

第七条中「個人情報保護条例（平成八年宮城県条例第二十七号）第四十六条第一項」を「個人情報の保護に関する法律施行条例（令和四年宮城県条例第七十二号）第六条第一項」に改める。

別表第二第三十一号中「医学生修学資金等貸付条例」を「医学生修学資金貸付条例」に、「修学資金等の」を「修学資金の」に改める。

附　則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。ただし、別表第二第三十一号の改正規定は、公布の日から施行する。

企業版ふるさと納税基金条例をここに公布する。

令和五年三月二十四日

宮城県知事　村　井　嘉　浩

○宮城県条例第十五号

企業版ふるさと納税基金条例

（設置）

第一条　地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第四項第二号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関する施策を推進するため、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十一条第一項の規定に基づき、企業版ふるさと納税基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第二条　基金として積み立てる額は、予算で定める額の範囲内の額とする。

（管理）

第三条　基金に属する現金は、確実な金融機関への預金その他の最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

（運用収益の処理）

第四条　基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

（処分）

第五条　基金は、第一条に規定する施策の実施に要する経費に充てる場合に限り、処分することができる。

（繰替運用）

第六条　知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（委任）

第七条　この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

博物館法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

令和五年三月二十四日

宮城県知事　村　井　嘉　浩

○宮城県条例第十六号

博物館法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

（旅館業法施行条例の一部改正）

第一条　旅館業法施行条例（昭和三十三年宮城県条例第八号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第四号中「第二十九条」を「第三十一条第一項」に改める。

（青少年健全育成条例及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部改正）

第二条　次に掲げる条例の規定中「第二十九条に規定する」を「第三十一条第一項の規定により」に改める。

一　青少年健全育成条例（昭和三十五年宮城県条例第十三号）第二十五条第三項第七号

二　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和五十九年宮城県条例第三十号）第十条第三号

（美術館条例及び歴史博物館条例の一部改正）

第三条　次に掲げる条例の規定中「博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第十八条及び」を削る。

一　美術館条例（昭和五十六年宮城県条例第二十号）第一条

二　歴史博物館条例（平成十一年宮城県条例第二号）第一条

（美術館協議会条例及び歴史博物館協議会条例の一部改正）

第四条　次に掲げる条例の規定中「第二十条第一項」を「第二十三条第一項」に改める。

一　美術館協議会条例（昭和五十六年宮城県条例第二十一号）第一条

二　歴史博物館協議会条例（平成十一年宮城県条例第三号）第一条

附　則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月二十四日

宮城県知事　村　井　嘉　浩

○宮城県条例第十七号

子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

子ども・子育て会議条例（平成二十五年宮城県条例第五十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第七十七条第四項」を「第七十二条第四項」に改める。

附　則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月二十四日

宮城県知事　村　井　嘉　浩

○宮城県条例第十八号

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例の一部を改正する条例

第一条　就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例（平成十八年宮城県条例第七十四号）の一部を次のように改正する。

別表第二第十一号イ中「から第九条の三まで」を「、第九条の二」に改め、同号イの表第九条の三の項を削り、同表第三十六条の項中「園長」を「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第十四条第一項に規定する園長」に改める。

第二条　就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例の一部を次のように改正する。

附則第三項及び第四項中「第六項」を「第七項」に改める。

附則第十項中「前二項」を「前四項」に、「又は」を「、」に、「認める者を」を「認める者又は看護師等を」に、「並びに」を「、」に、「認める者の」を「認める者並びに看護師等の」に改め、同項を附則第十三項とする。

附則第九項を附則第十項とし、同項の次に次の二項を加える。

11　別表第二第二号ハの表備考第一号に規定する者については、当分の間、一人に限って、当該幼保連携型認定こども園に勤務する看護師等をもって代えることができる。ただし、満一歳未満の園児の数が四人未満である幼保連携型認定こども園については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって同号に規定する者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

12　前項の場合において、当該看護師等は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

附則第八項中「第十項」を「第十三項」に改め、同項を附則第九項とする。

附則第七項中「第九項及び第十項」を「第十項及び第十三項」に改め、同項を附則第八項とする。

附則第六項の表に次のように加え、同項を附則第七項とする。

附則第六項	別表第一第二号イの規定により認定こども園に置かなければならない保育士の資格を有する者	看護師等

附則第五項の次に次の一項を加える。

6　別表第一第二号イの規定により認定こども園に置かなければならない保育士の資格を有する者については、当分の間、一人に限って、当該認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）をもって代えることができる。ただし、満一歳未満の子どもの数が四人未満である認定こども園については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該認定こども園の保育士の資格を有する者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

別表第一第七号中ヲをカとし、リからルまでをルからワまでとし、チの次に次のように加える。

リ　認定こども園は、子どもの通園、園外における学習のための移動その他の子どもの移動のために自動車を運行するときは、子どもの乗車及び降車の際に、点呼その他の子どもの所在を確実に把握することができる方法により、子どもの所在を確認しなければならない。

ヌ　認定こども園は、通園を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に子どもの見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の子どもの見落としを防止する装置を備え、これを用いてリに規定する所在の確認（子どもの自動車からの降車の際に限る。）を行わなければならない。

別表第二第十一号イ中「、第九条の二」を「から第九条の三まで」に改め、同号イの表第九条の二の項の次に次のように加える。

第九条の三第一項	利用者に対する支援の提供	園児の教育及び保育（満三歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）
	及び	並びに

別表第二第十一号イの表第十四条の三第一項の項中「（満三歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）」を削り、同号ロ中「同条中」を「同条第一項中」に改め、「等」と、」の下に「同条第二項中」を、「便所」と」の下に「、「保育所の設備及び職員については、」とあるのは職員については「他の社会福祉施設の職員に兼ねる場合であって、」と、設備については「他の社会福祉施設の設備に兼ねる場合であって、」と」を加える。

附　則

（施行期日）

1　この条例中第一条の規定は公布の日から、第二条の規定は令和五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　認定こども園において、第二条の規定による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例別表第一第七号ヌに規定する自動車を運行する場合であって、当該自動車に同号ヌに規定するブザーその他の車内の子どもの見落としを防止する装置（以下「ブザー等」という。）を備えることにつき困難な事情があるときは、令和六年三月三十一日までの間、当該自動車にブザー等を備えて同号リに規定する子どもの所在の確認を行うことを要しない。この場合において、当該認定こども園は、ブザー等の設置及び使用に代わる措置を講じて子どもの所在の確認を行わなければならない。

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月二十四日

宮城県知事　村　井　嘉　浩

○宮城県条例第十九号

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例の一部を改正する条例（平成二十六年宮城県条例第六十八号）を次のように改正する。

附則第五項中「五年間」を「十年間」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月二十四日

宮城県知事　村　井　嘉　浩

○宮城県条例第二十号

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年宮城県条例第九十一号）の一部を次のように改正する。

第六条の二の次に次の二条を加える。

（安全計画の策定等）

第六条の三　児童福祉施設（助産施設、児童遊園及び児童家庭支援センターを除く。以下この条において同じ。）は、児童の安全の確保を図るため、当該児童福祉施設の設備の安全点検、従業者、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた児童福祉施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他児童福祉施設における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2　児童福祉施設は、従業者に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3　保育所及び児童発達支援センターは、児童の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4　児童福祉施設は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第六条の四　児童福祉施設は、児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認しなければならない。

2　保育所及び児童発達支援センターは、児童の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用

の態様を勘案してこれと同程度に児童の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（児童の降車の際に限る。）を行わなければならない。

第七条ただし書を削り、同条に次の一項を加える。

２　前項の規定は、入所している者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所している者の保護に直接従事する従業者については、適用しない。ただし、保育所の設備及び従業者については、その行う保育に支障がない場合は、この限りでない。

第十条を次のように改める。

第十条　削除

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和五年四月一日から施行する。ただし、第十条の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の日から令和六年三月三十一日までの間における改正後の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第六条の三（保育所に係るものを除く。）の規定の適用については、同条中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

３　新条例第六条の四第二項の規定の適用については、保育所及び児童発達支援センターにおいて児童の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置（以下「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和六年三月三十一日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、児童の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する保育所及び児童発達支援センターは、ブザー等の設置に代わる措置を講じて児童の所在の確認を行わなければならない。

指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月二十四日

宮城県知事　村　井　嘉　浩

○宮城県条例第二十一号

指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年宮城県条例第九十三号）の一部を次のように改正する。

第三条中「第二十一条の五の十五第二項第一号」を「第二十一条の五の十五第三項第一号」に改める。

第十二条の次に次の二条を加える。

（安全計画の策定等）

第十二条の二　指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保を図るため、指定児童発達支援事業所ごとに、当該指定児童発達支援事業所の設備の安全点検、従業者、障害児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた指定児童発達支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他指定児童発達支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

２　指定児童発達支援事業者は、従業者に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

３　指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

４　指定児童発達支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第十二条の三　指定児童発達支援事業者は、障害児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の障害児の移動のために自動車を運行するときは、障害児の乗車及び降車の際に、点呼その他の障害児の所在を確実に把握することができる方法により、障害児の所在を確認しなければならない。

２　指定児童発達支援事業者は、障害児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に障害児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の障害児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（障害児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

第十五条を次のように改める。

第十五条　削除

第二十三条から第二十四条の二までの規定中「第十二条」の下に「から第十二条の三まで」を加える。

第三十七条の五中「、第十三条」を「、第十二条の二、第十二条の三第一項、第十三条」に、「あるのは」を「あるのは、」に改める。

第四十一条中「、第十三条」を「、第十二条の二、第十二条の三第一項、第十三条」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、令和五年四月一日から施行する。ただし、第三条及び第十五条の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この条例の施行の日から令和六年三月三十一日までの間における改正後の指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新条例」という。）第十二条の二（新条例第二十一条の五、第二十二条第二項、第二十九条、第三十四条、第三十五条の二、第三十六条第二項、第三十七条の五及び第四十一条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同条中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

3　新条例第十二条の三第二項（新条例第二十一条の五、第二十二条第二項、第二十九条、第三十四条、第三十五条の二及び第三十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、指定児童発達支援事業者において障害児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の障害児の見落としを防止する装置（以下「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和六年三月三十一日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、障害児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する指定児童発達支援事業者は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて障害児の所在の確認を行わなければならない。

指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月二十四日

宮城県知事　村　井　嘉　浩

○宮城県条例第二十二号

指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年宮城県条例第九十四号）の一部を次のように改正する。

第一条及び第三条中「第二十四条の九第二項」を「第二十四条の九第三項」に、「第二十一条の五の十五第二項第一号」を「第二十一条の五の十五第三項第一号」に改める。

第十条の次に次の二条を加える。

（安全計画の策定等）

第十条の二　指定福祉型障害児入所施設は、障害児の安全の確保を図るため、当該指定福祉型障害児入所施設の設備の安全点検、従業者、障害児等に対する施設外での活動、取組等を含めた指定福祉型障害児入所施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他指定福祉型障害児入所施設における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2　指定福祉型障害児入所施設は、従業者に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3　指定福祉型障害児入所施設は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第十条の三　指定福祉型障害児入所施設は、障害児の施設外での活動、取組等のための移動その他の障害児の移動のために自動車を運行するときは、障害児の乗車及び降車の際に、点呼その他の障害児の所在を確実に把握することができる方法により、障害児の所在を確認しなければならない。

第十三条を次のように改める。

第十三条　削除

附　則

（施行期日）

1　この条例は、令和五年四月一日から施行する。ただし、第一条、第三条及び第十三条の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この条例の施行の日から令和六年三月三十一日までの間における改正後の指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新条例」という。）第十条の二（新条

例第二十二条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同条中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」とする。

緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月二十四日　　宮城県知事　村　井　嘉　浩

○宮城県条例第二十三号

緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例

緊急雇用創出事業臨時特例基金条例（平成二十一年宮城県条例第八号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「令和九年三月三十一日」を「令和十年三月三十一日」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

農業大学校条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月二十四日　　宮城県知事　村　井　嘉　浩

○宮城県条例第二十四号

農業大学校条例の一部を改正する条例

農業大学校条例（昭和五十八年宮城県条例第十七号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項の表中「一、二〇〇円」を「三、三〇〇円」に改め、同条第二項中「十二日」を「十一日」に、「百円」を「三百円」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、令和六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　改正後の農業大学校条例第六条の規定は、令和六年四月一日以後に農業大学校に入学する者について適用し、同日の前日において農業大学校に在学する者については、なお従前の例による。

家畜伝染病予防法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月二十四日　　宮城県知事　村　井　嘉　浩

○宮城県条例第二十五号

家畜伝染病予防法施行条例の一部を改正する条例

家畜伝染病予防法施行条例（平成十二年宮城県条例第七十号）の一部を次のように改正する。

第十一条中「又は知事」を「若しくは知事」に改め、「いう。）」の下に「又は知事が登録する飼養衛生管理者（法第十二条の三の二第一項に規定する飼養衛生管理者をいう。）（次条において「登録飼養衛生管理者」という。）」を加える。

第十二条中「知事認定獣医師」の下に「若しくは登録飼養衛生管理者」を加える。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

木材等試験手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月二十四日　　宮城県知事　村　井　嘉　浩

○宮城県条例第二十六号

木材等試験手数料条例の一部を改正する条例

木材等試験手数料条例（平成二十一年宮城県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

別表木材の材質試験の項中「一、六〇〇円」を「一、七〇〇円」に、「一、九〇〇円」を「二、〇〇〇円」に改め、同表木材の強度試験の項中「二、四〇〇円」を「二、五〇〇円」に、「四、五〇〇円」を「四、六〇〇円」に改め、同表合板及び集成材の接着性能試験の項中「三、六〇〇円」を「三、七〇〇円」に、「四、五〇〇円」を「四、六〇〇円」に改める。

附　則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

森林法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月二十四日　　宮城県知事　村　井　嘉　浩

○宮城県条例第二十七号

森林法施行条例の一部を改正する条例

森林法施行条例（平成十二年宮城県条例第七十三号）の一部を次のように改正する。

第二条中「同条の」を「同条第一号に掲げる」に、「同条第一号」を「同条第二号」に、「同条第二号及び第三号」を「同条第三号から第七号まで」に改める。

第八条第一項中「同項の図面及び同条第二項の」を「同項第一号に掲げる位置図及び区域図並びに同項第二号に掲げる」に改める。

附　則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

道路占用料等条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月二十四日

宮城県知事　村　井　嘉　浩

○宮城県条例第二十八号

道路占用料等条例の一部を改正する条例

道路占用料等条例（平成八年宮城県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第二条関係）

占用物件		占用料				
		単位	所在地			
			第一級地	第二級地	第三級地	第四級地
第一種電柱		一本につき一年	八〇〇	五七〇	四八〇	四三〇
第二種電柱			一、二〇〇	八七〇	七三〇	六七〇
第三種電柱			一、七〇〇	一、二〇〇	九九〇	九〇〇
第一種電話柱			七一〇	五一〇	四三〇	三九〇
第二種電話柱			一、一〇〇	八一〇	六八〇	六二〇
第三種電話柱			一、六〇〇	一、一〇〇	九四〇	八五〇
その他の柱類			七一	五一	四三	三九
道路法第三十二条第一項第一号に掲げる工作物	共架電線その他上空に設ける線類	長さ一メートルにつき一年	七	五	四	四
	地下に設ける電線その他の線類		四	三	三	二
	路上に設ける変圧器	一個につき一年	七〇〇	四九〇	四二〇	三八〇
	地下に設ける変圧器	占用面積一平方メートルにつき一年	四三〇	三〇〇	二六〇	二三〇
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	一個につき一年	一、四〇〇	一、〇〇〇	八五〇	七八〇
	郵便差出箱及び信書便差出箱		六〇〇	四二〇	三六〇	三三〇
	広告塔	表示面積一平方メートルにつき一年	四、八〇〇	一、八〇〇	八七〇	五九〇
	その他のもの	占用面積一平方メートルにつき一年	一、四〇〇	一、〇〇〇	八五〇	七八〇
道路法第三十二条第一項第二号に掲げる物件	外径が〇・〇七メートル未満のもの	長さ一メートルにつき一年	三〇	二一	一八	一六
	外径が〇・〇七メートル以上〇・一メートル未満のもの		四三	三〇	二六	二三
	外径が〇・一メートル以上〇・一五メートル未満のもの		六四	四五	三八	三五
	外径が〇・一五メートル以上〇・二メートル未満のもの		八六	六一	五一	四七
	外径が〇・二メートル以上〇・三メートル未満のもの		一三〇	九一	七七	七〇
	外径が〇・三メートル以上〇・四メートル未満のもの		一七〇	一二〇	一〇〇	九三
	外径が〇・四メートル以上〇・七メートル未満のもの		三〇〇	二一〇	一八〇	一六〇
	外径が〇・七メートル以上一メートル未満のもの		四三〇	三〇〇	二六〇	二三〇
	外径が一メートル以上のもの		八六〇	六一〇	五一〇	四七〇

| | | |

道路法施行令第七条第九号に掲げる施設	階数が三以上のもの				
	その他のもの				
道路法施行令第七条第十号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物	同	Aに○・○七を乗じて得た額	Aに○・○二五を乗じて得た額	Aに○・○二二を乗じて得た額
	その他のもの		Aに○・○一二を乗じて得た額	Aに○・○一五を乗じて得た額	Aに○・○一九を乗じて得た額
			Aに○・○○九を乗じて得た額	Aに○・○一一を乗じて得た額	Aに○・○一四を乗じて得た額
					Aに○・○一五を乗じて得た額
道路法施行令第七条第十一号に掲げる応急仮設建築物	上空に設けるもの	同	Aに○・○二二を乗じて得た額	Aに○・○二五を乗じて得た額	Aに○・○二二を乗じて得た額
			Aに○・○一二を乗じて得た額	Aに○・○一五を乗じて得た額	Aに○・○一九を乗じて得た額
					Aに○・○二二を乗じて得た額
	その他のもの		Aに○・○三一を乗じて得た額	Aに○・○三一を乗じて得た額	Aに○・○三一を乗じて得た額
道路法施行令第七条第十二号に掲げる器具		同	Aに○・○二五を乗じて得た額	Aに○・○二五を乗じて得た額	Aに○・○二五を乗じて得た額
道路法施行令第七条第十三号に掲げる施設	トンネルの上又は自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの	同	Aに○・○一二を乗じて得た額	Aに○・○一五を乗じて得た額	Aに○・○一九を乗じて得た額
					Aに○・○二二を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに○・○二二を乗じて得た額	Aに○・○二二を乗じて得た額	Aに○・○二二を乗じて得た額
	その他のもの		Aに○・○三一を乗じて得た額	Aに○・○三一を乗じて得た額	Aに○・○三一を乗じて得た額
道路法施行令第七条第十四号に掲げる施設		同	Aに○・○三一を乗じて得た額	Aに○・○三一を乗じて得た額	Aに○・○三一を乗じて得た額

附　則

（施行期日）

1　この条例は、令和五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　改正後の道路占用料等条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の占用に係る占用料について適用し、施行日の前日までの占用に係る占用料については、なお従前の例による。

3　前項の規定にかかわらず、改正前の道路占用料等条例第三条第二項ただし書の規定により既に徴収された占用料のうち、令和五年度以後の占用に係る占用料については、なお従前の例による。

建築基準条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月二十四日

宮城県知事　村　井　嘉　浩

○宮城県条例第二十九号

建築基準条例の一部を改正する条例

建築基準条例（昭和三十五年宮城県条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

第十九条の表八の項の次に次のように加える。

八の二　法第五十二条第六項第三号の規定による建築物の容積率に関する特例の認定を受けようとする者	二万七千円

第十九条の表十三の項中「第五十五条第三項各号」を「第五十五条第三項又は第四項各号」に改め、同表十五の四の項の次に次のように加える。

十五の五　法第五十八条第二項の規定による建築物の高さに関する特例の許可を受けようとする者	十六万円

附則第四項中「令和五年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

附　則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。ただし、附則第四項の改正規定は、公布の日から施行する。